

平成 27 年五條市議会第 4 回 1 2 月定例会（第 3 号）

日 時 平成 27 年 1 2 月 7 日（月） 午前 11 時 開議

議事日程

第 1 一般質問

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
1	牧 野 雅 一	1 大塔町の復興・振興について （1）進捗・展望について 2 地域公共交通について （1）JR 五条駅とコミュニティバス五条駅北口との接続の充実について 3 五條市の医療体制について （1）県立五條病院の診療科目について 4 障害者優先調達推進法について （1）周知・利用について 5 無電柱化事業について （1）「無電柱化を推進する市区町村長の会」について 6 金剛山登山道について （1）ダイヤモンドトレールとの連携について 7 五條市の将来設計について （1）高齢者の住居について 8 水道事業について （1）水道料金の改正について 9 土地借上料について （1）契約更新・公正化の進捗について 10 市内業者の育成について （1）工事発注基準について 11 消防行政について （1）消防団事務について	市長・部長 市長・部長 市長・部長 市長・部長 市長・部長 市長・部長 市長・部長 市長・部長 市長・部長 市長・部長

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
2	大 谷 龍 雄	1 国による子供医療費助成制度の実現と国民健康保険財政調整交付金削減のペナルティ廃止を目指した国への要請及び窓口での現物給付方式(窓口無料)による支払の実現について 2 学習の遅れや不登校及びいじめ等の解決につながる35人学級を重視した学校の適正化と現小学校及び中学校の校舎の有効活用について 3 豪雨・強風・豪雪等に関係している地球温暖化をなくす政府への要請と災害救援の強化を目指した消防力の強化及び安全保障関連法（戦争法）から考えた陸上自衛隊駐屯地及び陸上自衛隊ヘリポート誘致の見直しについて	市長・部長 市長・部長 市長・部長

第 二	報 第 十九号	準用河川の変更の報告について
第 三	議 第五十七号	五條市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の制定について
第 四	議 第五十八号	五條市重度心身障害老人等医療費助成条例の制定について
第 五	議 第五十九号	宇井防災コミュニティセンター条例の制定について
第 六	議 第六十号	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
第 七	議 第六十一号	五條市税条例等の一部改正について
第 八	議 第六十二号	半島振興対策実施地域指定等に係る市税の特別措置条例の一部改正について
第 九	議 第六十三号	五條市国民健康保険税条例の一部改正について
第 十	議 第六十四号	五條市斎場条例の一部改正について
第 十一	議 第六十五号	五條市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
第 十二	議 第六十六号	五條市立中央公民館に係る指定管理者の指定について
第 十三	議 第六十七号	五條市立図書館に係る指定管理者の指定について
第 十四	議 第六十八号	五條市賀名生の里歴史民俗資料館に係る指定管理者の指定について
第 十五	議 第六十九号	五條市大塔郷土館に係る指定管理者の指定について
第 十六	議 第七十号	五條市立福祉センターに係る指定管理者の指定について
第 十七	議 第七十一号	五條市立老人憩の家に係る指定管理者の指定について
第 十八	議 第七十二号	五條市市民会館に係る指定管理者の指定について
第 十九	議 第七十三号	五條市立西吉野コミュニティセンターに係る指定管理者の指定について
第 二十	議 第七十四号	五條市大塔総合案内センターに係る指定管理者の指定について
	議 第七十五号	五條市大塔山村体験実習センターに係る指定管理者の指定について
	議 第七十六号	五條市大塔水車施設に係る指定管理者の指定について

- 議第七十七号 五條市大塔ふれあい交流館に係る指定管理者の指定について
- 第二十一 議第七十八号 五條市阿田峯公園に係る指定管理者の指定について
- 第二十二 議第七十九号 南和広域医療組合規約の一部改正について
- 第二十三 議第八十一号 平成二十七年五條市一般会計補正予算（第四号）議定について
- 第二十四 議第八十二号 平成二十七年五條市下水道事業特別会計補正予算（第二号）議定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（十二名）

十二番	十一番	十番	九番	八番	七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番
大	益	吉	山	福	岩	窪	吉	宗	牧	平	養
谷	田	田	口	塚	本		田	部	野	岡	田
龍	吉	雅	耕		佳		康	雅	清	全	
雄	博	範	司	実	孝	秀	正	寛	一	司	康

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長	太田
副市長	内田
教育長	成好
理事（総務部長）	堀内
市長公室長	山田
危機管理監	塚本
すこやか市民部長	山本
あんしん福祉部長	稲次
産業環境部長	河村
都市整備部長	辻中
教育部長	田井
西吉野支所長	近本
大塔支所長	山本
水道局長	泉谷
会計管理者	河田
秘書課長	尾田
企画政策課長	西峯
財政課長	水本
	和田
	剛俊
	久佳
	博進
	利利
	稔稔
	信信
	康康
	裕裕
	修修
	勝勝
	和和
	伸伸
	成成
	好紀
	恵
	明子
	明美
	幸子
	治子
	巳子
	泰彦
	友彦
	美二
	彦彦
	宏宏
	起起
	吉吉
	紀紀

事務局職員出席者

土地開発公社事務局長	上	田	幸	則
事務局長	竹	本	勝	治
事務局次長	久	保	雅	彦
事務局係長	辰	巳	大	輔
事務局主任	片	山	仁	美
速記者	柳	ヶ	瀬	五
	美			

午前十一時零分再開

○議長（窪 佳秀） ただいまから去る四日の延会前に引き続き本会議を再開いたします。
ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（窪 佳秀） この際、お諮りいたします。
田中都市整備部長から、十二月四日の山口議員の一般質問における答弁について、発言取消申出書に記載した部分を取り消したい旨の申出がありました。配布しております、発言取消申出書のとおり発言の取消しを許可することに御異議ございませんか。――。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀） 御異議なしと認めます。よって田中都市整備部長からの発言の取消申出書を許可することに決定いたしました。

○議長（窪 佳秀） 本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（窪 佳秀） 日程第一、一般質問を行います。

この際、申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確をお願いいたします。

議員各位には申合せのとおり、一般質問は全て質問席から一問一答方式により行うことといたします。

なお、理事者側の答弁は全て自席からいたしますので、本趣旨を御理解いただき、議会運営に御協力くださいますようお願いいたします。

また、議員各位には一般質問の時間は質問と答弁を含めて九十分以内といたします。

理事者側各位にも御協力をお願いいたします。

本日、牧野雅一議員から一般質問に際し資料配布の申出があり、これを許可しております。

初めに、三番、牧野雅一議員の質問を許します。三番牧野雅一議員。

〔三番 牧野雅一質問席へ〕
○三番（牧野雅一） それでは議長から発言の許可をいただきましたので、三番牧野雅一の一般質問を通告に従いまして、始めさせていただきます。

まず一つ目、大塔町の復興・振興について。

まず最初に、大塔町の復旧・復興そして振興についての進捗・展望についてでございます。改めまして、平成二十三年九月の紀伊半島大水害によって被災された皆様にお見舞い申し上げますとともに、尊い生命が失われた方々の御冥福とまだまだ安否確認ができていない四名の方々の一日も早い発見をお祈りするものでございます。

被災から、はや四年余りの月日が流れており、大塔地域の将来の展望を私の各定例会一般質問で毎回お尋ねしておるところでございますが、復旧・復興及び先の九月定例会に「地域振興」で答弁いただいた「誘客促進の仕掛けづくり」、「公共施設の有効活用」、「老朽化施設等の取り除き」などについても答弁願えますか。

○議長（窪 佳秀） 泉谷大塔支所長。

○大塔支所長（泉谷進治） 三番牧野議員の御質問、大塔町の復興・振興についてお答え申し上げます。
平成二十三年九月、大塔地区が甚大な被害を受けた紀伊半島大水害から四年余りが経過しました。

現在、国土交通省・林野庁・奈良県が丸となって復旧事業に取り組んでいただいております。

まず、大塔町の復興・振興に向けての誘客促進の仕掛けづくりにつきましては、道の駅・星のくに・夢の湯の施設におきまして、施設前の国道一六八号沿いの前後にのぼりを立ててにぎわいづくりを行い、通過点とならないよう誘客に努めているところであります。

また、観光PRにつきましては、大塔ふる里センターのホームページでPRするとともに、星のくにの宿泊予約をインターネットでできるシステムを平成二十四年秋から開始し、実績として平成二十六年九月から平成二十七年八月のロジ星のくに宿泊売上額の約三〇パーセントを占めているところであります。

なお、インターネットの利用予約客数につきましては、全体宿泊人数二千四百十三人の内、約二九パーセントの利用があり、効果ができてと感じているところであります。

次に、公共施設の有効活用につきましては、本庁関係部署との連携を図り、大塔町公共施設活用検討会議で検討し、いろいろな角度から利用を模索しながら、大学・企業等へ目的・趣旨説明を行い、現在休校となっております大塔小・中学校の現場視察を実施し、利用の可能性について調査を実施しております。

次に、老朽化施設等の要因の取り除きにつきましては、老朽化していました道の駅のらせん階段の修繕工事が完了しました。また道の駅トイレ扉下部の汚れにつきましても化粧板を張り清潔感を出し、観光客が不愉快な思いをしないように努め、本格的な道の駅トイレ改修工事につきましては、現在、財政状況と合わせ関係機関部署と協議し進めているところでございます。

今後、地域住民・関係機関とともに、協議・検討を重ねながら住民の皆様が安心して生活できるよう全力で地域の復興・振興に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） 前回の一般質問でも話させていただいたと思うのですが、県は復旧復興から地域振興へと取り組む姿勢を変えつつあります。訪れる方に対し不快な印象を与えることなく、おもてなしの精神に基づいて取り組むことが地域振興につながると考えます。

ある県の職員さんは、休日を利用して地域を訪れ、地域になじみ、地域を知り、地域振興に取り組まれる姿勢も見受けられます。また五條市の理事におかれましても、先般五條であったイベントに、御家族を伴って参加していただいております。

どうか他の理事者各位におかれましても、訪れ、なじんで、知って、今後の振興につなげていただけますことをお願いしまして、次の質問に移ります。

二番、地域公共交通についてでございます。

JR五条駅とコミュニティバス五条駅北口との接続の充実についてでございます。

以前に、複数の田園地区にお住いの市民の方から相談を受けました。その内容はJRを利用して、他所から五条駅に帰って来て田園方面に帰宅する際、列車が到着する数分前にコミュニティバスが発車してしまい、タクシーを利用せざるを得ないと、その市民の方が市の担当課にお尋ねしたところ、JRの到着ダイヤとコミュニティバスの発車時刻はリンクされていないと返答があつて、この方は疑問を持たれたようです。また、私もそれを受け、担当課長にお尋ねしたところ「全ての利用者の要望に応えることはできない。それをするには、予算が掛かりすぎる。」という返答をいただき、確かにそのとおりだとは思いました。しかし今回の疑問は全ての列車のダイヤにリンクされることを望んでいるのではなく、限られた予算の中で運行され、本数の少ない中、それを無駄なく効率的に市民にとって利便性のある体制を目指す上において、貴重な「小さな小さな市民の声」であると捉えるべきと考えます。そこでお尋ねします。

JR五条駅とコミュニティバス五条駅北口との接続の現況と今後の展開について答弁願います。

○議長（窪 佳秀） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

現在、コミュニティバスは、五条駅北口バス停から田園を通り、なつみ台二丁目バス停に向かう便は一日三便ございます。また、なつみ台二丁目バス停から田園を通つて五条駅北口に向かう便も同じく一日三便ございます。

五条駅に到着する電車の時刻や五条駅から出発する電車の時刻との接続をできる限り考えて時刻を設定しておるところですが、限られた台数で運行していることもございまして、上り下り、両方の電車の発着時刻にコミュニティバスの接続を合わせるというのが非常に困難な状況でございまして、御不便を掛けている便もあるのが現状でございます。

今後は上りの電車、もしくは下りの電車のどちらかの発着時刻に合わせざるを得ないという制約はございますが、毎年春に鉄道のダイヤ改正がございますので、JRとの接続ができる限りスムーズに行えるように、ダイヤ改正の状況を踏まえながらコミュニティバスの運行事業者と共に検討して、少しでも市民の方に便利に使っていただけるように取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） 以前にも地域公共交通の一環になると思うのですが、奈良交通さんのダイヤ改正に伴い利用者のある便を廃止して、利用者のない便を生かすというようなことを指摘させていただいたはずです。「駅に電車が着く直前に、コミュニティバスが発発してしまふ。」というような、誰が聞いても不効率なことではなく、今市長公室長が言われたように限られた予算の中で、ただ単にダイヤ編成をするだけのことを考えるのではなく、利用者、すなわち市民目線で物事を捉え、取り組み、実現することが、いつも市長のおっしゃる、住みよいまちづくりにつながるのではないかと考えます。今いただいた答弁を実現していただけることを期待しまして、次の質問に移らせていただきます。

三つ目、五條市の医療体制についてでございます。

県立五條病院の診療科目について。過去に幾度となくお尋ねしました県立五條病院の今後においての診療科目についてですが、南奈良総合医療センターの開院が平成二十八年七月予定であったのが、同四月に前倒しになったことに伴いお尋ねしたいと思います。

五條病院の大規模な改修工事期間中の切れ目のない医療サービスとして仮設診療所を設置し、内科と整形外科の診療提供をされることであつたと思いますが、三箇月開院が早くなったことにより、仮設診療所の設置も同じくして切れ目のない医療サービスの提供に支障がないのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（窪 佳秀） 稲次すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（稲次裕美） 三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

五條病院リニューアル工事期間中の仮設五條診療所の設置運営までのスケジュールにつきましては、県による診療所建物の建築工事期間が平成二十七年十二月中旬から平成二十八年二月末までの予定とのことでございます。その後、平成二十八年三月中に南和広域医療組合により診療所の各種備品の搬入が行われ、平成二十八年四月の五條病院の休院時期に併せ、診療所での医療サービスの提供を開始できる予定のこととでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）市民の皆様には五條病院の改修工事期間中の切れ目のない医療サービス、そして改修工事後も身近な外来機能を有する病院としての役割を担うべく、診療科目は内科と整形外科を提供されることとありますが、平成二十七年三月の一般質問の答弁において、「他の診療科目につきましては、地域の医師会、近隣の医療機関等々に協力を依頼することが必要であるというふうに考えており、進めてまいりたい。」と答弁いただきました。そんな中で、今答弁いただいております内科と整形以外の小児科です。小さい子供はぐずることが精一杯で、自分はこの加減が悪いとかということ説明できない。子育て経験のある部長さんであれば、なおさら御理解いただけたと思うのですけれども、安心して暮らせるまちづくりという観点から、小さな子供さんを育む親御さんたちに、またその子供たちに充実した医療環境の構築を強く望みます。それをしっかり構築された上で、市民の子育てをされている家庭の方に周知されることをお願いしまして、次の質問に移ります。是非そういう構築はお願いしたいと思います。

続きまして、四つ目、障害者優先調達推進法についてでございます。

障害者優先調達推進法の周知・利用についてでございますが、九月定例会決算審査特別委員会総括質問で答弁いただいた担当部署において、本年七月一日に当市の方針を作成され周知いただいたところであるということです。この法律について、第一条の目的は、「障害者就労施設の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資する。」とあります。すなわち、障害を持たれる方が就労される施設から優先的に物品等を購入することにより、障害を持たれた方々に利益をもたらすのではなく、行政が主となり障害を持たれる方々に就労の機会を増やし、自立を促し社会全体で支えていこうというものであると考えます。

そこで、その後の周知・利用状況及び市内の対象施設をお尋ねしたいと思うのですが、周知・利用状況につきましては、先の他の議員さんの答弁と重複しますので、対象施設数のみをお教え願えますか。

○議長（窪 佳秀）河村あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（河村康友）三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

現在、五條市内には、障害者の就労施設が四箇所ございます。就労移行支援施設で定食工房創作亭、就労継続支援A型、B型の旭、就労継続支援B型のあすなる園、そして就労継続支援B型の耆陽館、以上四箇所でございます。

以上でございます。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） 当市の平成二十七年年度の物品等調達方針の取組①に「施設等からの物品等の調達を推進するため、全庁的な取組を推進する。」また②には「職員に対して障害者優先調達推進法の趣旨を周知するとともに、施設等の提供可能な物品等について情報収集を行い、組織全体で共有できるよう各所属に対して情報を提供し、施設等への発注に努める。」とあります。

物品等の調達、全庁的な取組、職員に対して周知という観点から、また、今おっしゃっていただいた複数の施設があるということで、偏った施設に、職員並びに議員までもが取組に対し促すような働き掛けがあったようなことも耳にしています。

複数の対象施設に対し、公平・公正という観点から担当課ではなく、総務部が中心となって取り組まれることがより効率的な実践につながると思います。理事のお考えをお尋ねします。

○議長（窪 佳秀） 山田理事。

○理事（山田和宏） 三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

障害者優先調達推進法、市の調達方針につきましては、先日来答弁があったところでございます。

実際の調達に当たりましては、地方自治法施行令第六十七条の二第二項第三号の規定によりまして、競争入札によらず、随意契約により障害者就労施設等から物品の調達や役務の提供を受けることができることとされております。

市といたしましては、これを活用いたしまして、障害者就労施設等からの物品の調達等を全庁的に促進するため、あんしん福祉部と連携・情報共有を行いまして、各課それぞれが施設等からの調達の可能性を検討の上、通常の調達とのバランスも考慮しつつ障害者就労施設等への発注に総務部としても努めてまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） 複数の施設があるということで、その辺、市長いつもおっしゃる公平性を保ちながらそういう取組をしていただき、また理事者各位にも各々、部署での認識、取組に対し、この場でお尋ねしたいところではございますが、時間の都合もありますので、改めて別の機会にお尋ねしたいと思います。

厚生労働省のホームページに、各省庁における取組事例も掲載されていますので、参考にされ、各位各部署におかれましても、積極的に取

り組まれますことをお願いしたいと思います。

次に移ります。

五つ目、無電柱化事業についてでございます。

無電柱化事業において、全国二百十二自治体による「無電柱化を推進する市区町村長の会」の設立総会が去る十月二十日、東京都内で開かれ、会長に近隣の山下葛城市長が就任され、県内からは二十五市町村が参加。防災や景観、通行の安全確保などの観点から電柱をなくして電線を地中化する取組を推進していく。電線の地中化は先進国では一般的となっており、近年アジアの主要都市でも無電柱化が進んでいるが、日本では遅れが目立っている。山下会長は「地域住民の生活環境改善や地域の活性化を図る上で無電柱化を進めたい。全国の首長が一体となり国や関係機関に要望していく。」と新聞報道でもありました。

また、国土交通省においても、「電線が多すぎて景観が悪い。電柱で道幅が狭くなり、歩行者には歩きにくく、自動車が来たときにも危険。地震や台風などの災害で電柱が倒れたり、電線が垂れ下がったりする危険がなくなります。倒れた電柱に道を塞がれることがないため、災害時の緊急車両の通行もスムーズになど、道路の無電柱化は、こうした様々な問題の解決に役立ちます。」ということも国土交通省でも言われております。特に地震の多い日本では、防災面から、無電柱化は重要です。こうしたことから、国は、「安全で快適な通行空間の確保、都市景観の向上、都市災害の防止、情報通信ネットワークの信頼性向上などを目的として、無電柱化を推進しています。」とあります。

また、コスト面においても直接埋設方式や小型ボックス方式などの導入により従来の工法の半分以上の低コスト化が進んでいます。国においても法整備が整い次第、国庫負担も視野に入れていただいておりますので、市からの要望等を積極的に行うことで、長年の懸念事項であった五條市の観光拠点と位置付けられ、重要伝統的建造物群保存地区の認定を受けておる「五條新町通り」の無電柱化の実現につながるのではないのでしょうか。新町通りだけでなく、防災の観点からも、五條地区ほか住宅密集地域に対しても複数年数にまたがる事業計画を立て、取り組むことにより地域住民の生活環境改善や地域の活性化につながると考えますが、見解をお尋ねします。

○議長（窪 佳秀） 田中都市整備部長。

○都市整備部長（田中稔泰） 三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

「無電柱化を推進する市区町村長の会」についてでございますが、より一層の無電柱化の推進を目的に設立されたところでございます。

無電柱化については、以前より整備が行われてきましたが、コストの問題があり、更なる整備促進に向けて、無電柱化低コスト手法技術委

員会が設立され、直接埋設や小型ボックスを活用した技術検討が実施されてきたところであります。

その試験結果を基に、低コスト工法による地中化が可能であれば、地中化促進に向け国庫補助事業のメニューが整備される可能性も期待できるところであります。この工法となれば、電線管理者分の事業負担もあることから、公費負担も一層軽減される可能性があります。

市街地等において無電柱化を推進することは、災害の防止、災害時における避難通路の確保という有効な施策であると考えているところでもあります。しかしながら地中化するに当たっては、住民の方々の協力なくして無電柱化は不可能と考えるところであります。

以前にも申しましたとおり、無電柱化を進めていくことにつきましては、地域におきましても、意識の高揚を図っていただきながら、市といたしましては、地域の皆様が無電柱化の重要性に関する理解と関心を深めていただくために、広報活動及び啓発活動に充実を図ってまいりたいと考えております。

かねてより検討しておりました新町通りの無電柱化につきましては、平成二十四年度に現地調査を行い、その当時の工法による完全地中化方式での手法はないと判断し、裏配線方式が最も実現可能な方法と位置付けしていたところですが、新工法による地中化について今後検討してまいりたい、そのように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）無電柱化事業に関しては、国では国土交通省道路局長始め多くの国会議員の方々も法整備に向け、積極的に取り組まれ、来年春をめどに新しい指針が示されようとしておると聞き及んでおります。また当市の市長におかれましても「無電柱化を推進する市区町村長の会」に参加していただいております。

自民党では、無電柱化小委員会の委員長として、無電柱化の旗振り役を務めてきた衆議院議員小池百合子氏も、大きな課題の一つとして「無電柱化を進める覚悟を決めないといけない。改めて無電柱化を推進する市区町村長の会が設立された意義は非常に大きい。」と話されております。この会の山下会長の言葉どおり「地域住民の生活環境改善や地域の活性化を図る」という意味でも、この千載一遇の好機を逸することなく、積極的な取組により、南部振興基本計画にある「訪れてみたくなる地域づくり」、「魅力を発見する、創る」、観光資源となる地域資源の発見と創出につなげていただきますことを、積極的に取り組んでいただきますことをお願いしまして、次の質問に移らせていただきます。

六つ目、金剛山登山道についてでございます。

ダイヤモンドトレールとの連携について。私たちが子供の頃から、以前にも申し上げたとおり五條市は「水と緑のまち」と称されてまいりました。六月定例会の一般質問の際に申し上げました、県が作成した南部振興基本計画にある「訪れてみたくなる地域づくり」では水である吉野川河川敷を中心とした「観光資源の創出」をお話しさせていただきました。そして今回は緑の金剛山について触れさせていただきたいと思えます。

金剛葛城山系の稜線を縦走するダイヤモンドトレールと言われる全長約四五キロの長距離自然歩道で自然や文化資源にあふれた魅力豊かな地域であります。それを活用し、集客に取り組まれる隣接自治体も少なくありません。

また、金剛山においては日本で二番目に登山者が多いと言われるところです。しかしながら、このほとんどが大阪方面からの登山者であり、奈良県側、我々の北宇智からの登山者が少ないというのが現状であります。

私たちの目の前にこのような地域資源があり、南部振興基本計画にある観光資源の創出につながるものと考えますが、それを活用した取組があればお答え願います。

○議長（窪 佳秀） 辻産業環境部長。

○産業環境部長（辻 信彦） 三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

現在、健康促進を目的としたシニア層のほか、近年の女子登山、山ガールブームによる女性利用者が増加しております。魅力ある景観づくりをすることにより女性ハイカー等がリーダーとして定着、集客力向上による地域活性化につながると考えております。

また、各ボランティアとの連携による長距離登山マラソンの開催など、新たなコース設定やコースの選択肢が増えることによるハイキングの機会、回数の増加、余暇の充実と健康促進にもつなげていきたいと考えます。

この登山者が北宇智側に来ていただけるように登山道の整備や景観づくり、コース設定など検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） 北宇智側からの登山者の誘客促進により、何度も言うように、「訪れてみたくなる地域づくり」につながるのではないかと考えます。北宇智駅を中心とした地域の活性化につながるものとも考えます。大都市近郊にある安全で安心して利用できる長距離自然歩道

「ダイヤモンドトレール」を、大阪・奈良・和歌山の三府県にまたがる貴重な観光資源、健康資源として再認識し、観光促進、健康促進、そして地域産業の発展に寄与していただけますよう、今後の取組をお願いしまして、次の質問に移らせていただきます。

七つ目です。五條市の将来設計について。

(一) 高齢者の住居について。昨年十二月議会での問題に関する質問をさせていただき、あれからちょうど一年が過ぎましたが、当時市長公室長の答弁で「高齢者の方が安心して住むことができるようなふうな住まいというのを確保していくのも非常に必要なのかなというふうに考えております。」と、また、市長の答弁においても、「岡にある有家庭住宅を県と連携をして、高齢者用の住宅にできないかということ、今協議を進める準備をし、模索をしている。」と、また「高齢者対策の一般である市営住宅でなく、高齢者用の住宅ということも考えていくべきかなと、そういうふうを考えております。」という答弁もいただいております。

先の合併十周年記念式典においての「自慢の五條市」と題した、中学生の作文にも、「人口の減少を止めるために、高齢者のための福祉施設の充実が必要である。」と、そしてさらに「高齢者の方とたくさんお話をして、五條市の伝統や文化を教えてもらいたい、どの世代の方たちとも仲良く暮らしている五條市にしたいです。」と、それを聞かれた方々は、どう思われましたか。年齢的に私たちの半分にも満たない中学生の子供が、私たち大人に警笛を鳴らしてくれたのかなと感じ、改めてその作文を読み直した次第です。

今までこのまちを支えてくださったお年寄りに思いやりの心、感謝の心を持って、そういった施策を講じ取り組んでいただけますようお願いして一年が過ぎました。その間の進捗と今後の取組について答弁願います。

○議長（窪 佳秀） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

議員おっしゃいましたように以前質問をいただいた際に、ソフト面・ハード面、両面で施策を展開していく必要があるというふうに考えていると答弁させていただきました。その後、本年二月に奈良県と五條市のまちづくりに関する包括協定を締結いたしまして、有家の県営住宅、市営住宅の今後の在り方などについて協議のテーブルに乗ったというところでございます。

今後は高齢者の方々が住み良いまちづくりの実現に向けまして、関係部署と協議をしながら進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） 市長公室長、ちょっと待って。今後の進捗ということは今答えてくれた、ということは、一年前の答弁で……、もう一辺、言いますよ。「高齢者の方が安心して住むことができるようなそういうふうな住まいというのを確保していくのも非常に必要なのかというふうに考えております。」と会議録にも、はっきり残っています。一年たつて協議のテーブルに乗ったところである。協議しながら検討してまいりたいって、今言いはったんですか、ということは、現実として進捗はないと、捉えざるを得ないと思うのですよ。いかがですか、その辺。

○議長（窪 佳秀） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

今申しましたように、包括協定の中でテーブルに乗ったということでございます、具体的な施策として進捗したということは、現在まだそこまですべていないというところでございます。

以上でございます。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） ということは、一年間何もしていなかった、できていないというのが現実ですよ。それでよろしいですか。答弁願います。

○議長（窪 佳秀） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

具体的に一年間は進んでおらないというところでございます。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） 冒頭で、議長からお話あったと思うのですけれども、質問の趣旨を十分理解した上での答弁をすべきということを言ってくれてましたわな議長、ちょっと今の答弁は質問の趣旨に足らないところがあつたのかなと思います。そういうことは言いにくいのかも分かりませんが、いつも正直な答弁をお願いしているはずですね。今後、誠意ある答弁をお願いします。

そこでお尋ねしますけれども、先ほどもお話しさせていただいたように、一年前の市長答弁で、公営住宅でなく高齢者用だけの住宅ということも一つ考えていくべきという、このまちを支えてきていただいた、このまちに住む高齢者の方々に対し、思いやりのあるお考えをお示し

いただいたところではありますが、あれから一年が過ぎました。もう少し具体的なお考えを市長、お伺いできますか。

○議長（窪 佳秀） 太田市長。

○市長（太田好紀） 三番牧野議員の質問にお答え申し上げます。

前回も有家庭住宅ということで、部長の方からお話がありましたけれども、これは包括協定でやっていくということで、それ以外に対してもこれから高齢化がどんどん進んでいくということで、今後においていろんな形の中でバリアフリー、またそれ以外に対しても高齢者に対する住宅に対しては今後進めていかなければならないというふうに考えております。

ただ、今私も、この足を痛めまして約二箇月になります。そんな形の中で高齢者の足の悪い方とかいろいろ不自由な方がおられると思うのですけれども、私が実際二箇月間足を痛めて、ずっと五條、それ以外にもですけれども、公共施設にも行ったときにおいて、ああ不便だなというこの認識を実際したところですよ。公共施設においてもまだまだバリアフリーになっていない部分もございまして、また不自由な方がトイレに行けないところの場所もあります。そういうところも改善をしながら、高齢者の対策等を踏まえて、住宅に対しても対策を講じていきたい、そういうふうに思っています。

以上です。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） 市長、まあ最後の方、住宅に触れてくれたのであれやけど、今、ちょっと争点としてお尋ねしたかったのが、一年前に言ってもらった高齢者の住宅に対して今後市としても取り組むべきかなというような有り難い答弁をいただいた上で、今市長公室長に言ってもらったように一年間、まだ進んでない。市営住宅、公営住宅、市長が言っている有家庭の住宅に関しては、県と協議して今テーブルの上に乗ったと、それ以外の高齢者に対する思いやり市政というか、そういう部分についてどのようにお考えいただいているのか、今の答弁だったら具体的などはまだないかと見受けられます。やはり県が作成された南部振興基本計画の中に地域介護、高齢者交流の拠点づくり、安全、安心、快適な生活を支える社会基盤の整備に、その中に「高齢者が孤立せず人との関わりを維持できる居場所づくり」とあります。いたわり・思いやり・感謝の気持ちを持って、今市長が言われた取組を改めてお願いしますので、是非よろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。

八つ目です。水道事業についてでございます。

水道事業会計の将来性についてでございますが、平成二十六年十二月及び平成二十七年三月定例会、またその他委員会でもお尋ねしてまいりましたが、水道事業を取り巻く情勢は約十三億円の水利権の分割譲渡費用負担、それに区域拡張期に建設した水道施設の老朽化、将来給水人口の減少、節水型機器の普及や節水意識の向上に加え、長引く景気低迷等により家庭用の水需要は依然として大幅な改善が見られず、営業収益は右肩下がりに減少し、水道経営は一段と厳しくなっていると思われます。

このような状況の下、近い将来に水道料金の値上げ改正が避けられない現実となっておりますが、前回の質問では、「平成二十七年度から検討委員会等を設置して決めていく。」と答弁いただいております。

その後の進捗についてお尋ねします。

○議長（窪 佳秀） 河田水道局長。

○水道局長（河田博幸） 三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

水道料金値上げを含む、水道事業計画及び事業費についての検討委員会等の設置につきましては、水利権の分割譲渡の金額が十三億円と大きなウェイトを占めています。そのため、国営農業用水再編対策事業に係る費用負担軽減に向けて近畿農政局や奈良県との調整等に時間を費やしている状況から約半年ほど遅れております。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） この質問もさっきの質問も一年前に答弁いただいたことが、現状、いろんな諸事情はあるにせよなされていないという、この今の市の事務に関して、また違った観点で改めてまたお伺いしたいと思います。これはちょっとおかしいのと違うのかと、一年前にここで答弁いただいております。それが現実としてなされていない、なされていないならば、なされないというなりの理由を説明すべきだと思います。中間ですね。今改めて聞いているので遅れていますということが出てきていますけれども、そんなことを言うとしても仕方ないので、ただ、そういうここで答弁いただいたことに関しては、責任を持った取組を今後も理事者各位にはお願いしたいと思います。

今も話にあった、半年ほど遅れているということですが、水利権の支払いや老朽管の更新など、今後料金改定に向けて具体的にどれくらいの費用がかさんでくるのか、そういう支出という部分をなるべく分かる範囲で明確に、早い時期に、把握しなければ計画が立てられないのではないですか。そういう意味から検討委員会を早い時期に設置して、意見交換をすべきと考えます。設置する予定時期について、改めてお尋

ねします。

○議長（窪 佳秀） 河田水道局長。

○水道局長（河田博幸） 三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

水道局としての素案はできかけつつあります。今後は、早く御審議いただけるよう環境を整えていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） 早い時期にと、私はいつということをお尋ねした。そういう濁した答弁しかできないということは、現状でもまだ流動的なかなと、ここで二回目にこうしてお尋ねさせてもらっていますので、次にお尋ねするときは、ちよつとでも進んだ答弁をいただけるように取り組んでいただきますようお願いします。

早い時期に検討委員会を設置してもらって、一円でも安く設定できるように議論をしてもらいたい。検討委員会のメンバーについてはどのようにお考えですか。今後設置する検討委員会のメンバー、庁内外の各委員会構成は肩書きの付いた人、どの委員会のメンバーを見させてもらってもいつも同じような顔ぶれに思われます。

水道は市民生活に欠かすことのできないライフラインの一つです。少しでも値上がりすると、家計に跳ね返ってくる、委員会的人数にも制限があるとは思いますが、実際にこの値上げに対して負担を強いられる中でも、各戸の収入に対し負担率の低い方ばかりで委員会構成をするのではなく、幅広く負担率の高い家庭の方々の小さな声も反映できるような環境の下、委員会を構成すべきと考えます。そうすべきではないのかなと、その委員会構成の取組についてどのようにお考えか、答弁願えますか。

○議長（窪 佳秀） 河田水道局長。

○水道局長（河田博幸） 三番牧野議員の御質問にお答えさせていただきます。

水道局といたしましても、議員お述べのとおり消費者の方々の御意見を取り入れられるように、これから考えてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） やっぱ負担率の高い御家庭の方ばかり増やしても、また意見の集約も難しいと思う、かといって負担率の低い家庭の、い

つもどこのどの委員会見ても同じような人ばかりしか寄ってない、そんな委員会でもまた困ると思います。この協議は市民の皆さんの家計に直接、成りようでは大きな打撃となり得る事案です。小さな小さな市民の皆様の声に大きな耳を傾けて、その負担を最小限に留めることを目標に、結果ありきの協議ではなく、受益者、負担しなければならぬのは受益者ですよね。すなわち市民の皆様が納得し、理解を得られる協議を重ねていただける環境を構築されることを強くお願いします。しっかりとこれは見守っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に移ります。

九つ目です。土地借上料について。

(一) 契約更新・公正化の進捗についてでございます。土地借上料の公正化について、直近では九月の決算審査特別委員会での質疑の答弁にありましたが、その後の進捗状況についてお尋ねします。

○議長(窪 佳秀) 山田理事。

○理事(山田和宏) 三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

九月の決算委員会で御説明しましたとおり、七十件の契約に係ります土地の借上料につきましては、公正化の確保に向けて取り組んでいるところでございます。

まず、九月議会におきまして御承認いただきました補正予算に係ります、固定資産税の減免等を行っていました土地の六件につきましては、市の方針を地権者に説明させていただきましたしまして、御理解を得ることができましたことから、変更契約を締結したところでございます。

内訳といたしまして、標準的基準により算定いたしました借上金額により契約締結したものが一件ございます。また借上金額が前年度と同額になっているものが五件となっております。

その他の契約につきましては、一部減額によりまして変更した件数が一件、標準的基準により算定した借上金額によりますものが一件となっております。その他六十二件につきましては、従前どおりとなっているところでございます。

なお、減免を行ってございました土地の課税につきましては、納税者の混乱を避ける観点から、通常の納期と合わせるように三期分といたしまして課税し、先日納税通知書を発送しております。

以上、答弁とさせていただきます。(「三番」の声あり)

○議長（窪 佳秀） 三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） 要は、三件は進捗していることですね。市側においても、今理事が答弁いただいておりますけれども、この担当課だけでなく、契約の窓口は各課ばらばらに広がっていると思うのですよ。担当課の皆さんが共通認識を持つて取り組む必要があると思います。残りの六十七件については、今後どのような取組をされていくのかお尋ねします。

○議長（窪 佳秀） 山田理事。

○理事（山田和宏） 三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

土地の借上げにつきましては、一般的に地権者側にイニシアティブがございます。粘り強く交渉を進めていく必要がございます。

事例は異なるのですけれども、本市も含めまして県内の市町村におきましては、税の徴収にきまして税務職員が丸となって取り組みました結果、徴収率が向上しているという事例もございます。

議員お述べのように、全ての所管課が共通認識の下、長期的に時間を要しますが、粘り強く公正化が図れますように取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） 当初から公正化に対しての取組は一朝一夕にはいかない、難しい作業ではあると分かった上で、こういう提言をさせていただいて皆さん取り組んでいたという状況であると思います。市政運営に御協力いただき、大切な資産を提供していただいている、地権者の皆様の不公平性を是正する、また健全な財政運営を図る、そのためには少しずつでも進捗できるように、各担当課、全庁丸となって取り組まれることをお願いしたいと思います。

さっきの話と一緒にすけれども、みんなが一つになって取り組めば、少しでも早い改善を目指せるのではないかなと思いますので、理事者各位におかれましては、また担当部長さんが担当課に戻られましても、受け持つ契約等々があれば同じような認識を持って取り組んでいただけますをお願いしまして、次に移ります。

十番目、市内業者育成について。

工事発注基準についてでございます。

先ほど議長のお許しをいただいて、皆さんの手元にあるこの表も参考にしながら、ちよつと質問の趣旨を聞いていただけたらと思います。

五條市内の公共工事の入札について。例えば平成二十六年度の土木工事を例にとつて、市内業者の新ランク別の実績を調べてみました。おまかなところでは、皆さんのお手元にある資料の内容でございます。この表を見ていましたら、業者の数が増える順、つまりBランクからCランク、CランクからDランクの順に契約件数が増えているのは分かりますが、AランクとA1ランクを比較してみると、Aランクが一件に対しA1ランクは三件となっています。

その横の方を見ていただいたら、発注基準とあるのですけれども、発注基準の下限は同じ二千万円以上であるのに対し、上限は四千万円と七千万円で、三千万円もの差があるのですよ。発注基準の下限が同じであるにも関わらず、上限が違うのであれば明らかに上限額が低い方が応札に関して不利になるのではないかと、また違う角度から検証してみても、問題というか疑問を感じるのは、Aランクの契約件数が一件となっています。でも、この一件というのは確認させていただいたら結果的にそうだっただけで、入札不調によるランクを拡大して、発注枠を拡大して数回の入札を繰り返した結果であると。入札不調のたびにランクを拡大するなどということは、奈良県では聞いたらやってないと、入札不調の原因は発注者側の仕様にあると考え、積算や発注条件などを見直し、同ランクに再度出していますというような県の見解もありました。五條市の場合は、自らの足りないことを省みることをせず、安易に対象を広げておるといふうに解釈されるのです。Aランクの中に、A1グループという別のグループを設けたり、発注基準を逸脱して発注基準枠を広げたりと、奈良県に準拠しているといいながら統一性のないことが繰り返されているのではないかなと。今これは平成二十六年度分だけの資料ですわ。でもこの間二十四年度からここ遡って約五年の状況を見てもよく似たところが見てとれます。それに対して、自分自身はちよつと疑問に思うところがあります。それに関して担当部長、答弁願えますか。

○議長（窪 佳秀） 塚塚市長公室長。

○市長公室長（塚塚勝彦） 三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

本市のランク分けでございますが、奈良県の格付けを参考にし、それを準用しております。そのために、議員がお示しいただいた資料にもありますように、土木工事につきましては、A、B、C、Dのランクがございまして、Aランクの中にA1グループがあるという形になっております。

技術者の数ですとか総評点数の違いで、ランク内にグループができていくところでございますが、高度な技術や特殊工法を必要とす

る工事の場合を考えまして、県にならって設けているところでございます。

また、ランクを広げると、入札不調の際の考え方でございますが、奈良県では個別案件ごとに建設工事等の入札、契約制度検討委員会で検討をされておるといように聞いております。

五條市におきましても、個別の案件ごとに建設工事等請負業者選定審査会で検討しておるのでございますが、ランク上位の場合には、業者数が少ないという状況から、ランクの枠を広げて再度の入札を行っているという場合がございます。

いろいろ御指摘をいただきましたが、平成二十五年から試験的に実施をしております。例えば最低制限価格を事後公表にしていることなどを始めまして、いろいろな問題を解消するために今後入札制度におきまして、公平・公正を基本としてメリット・デメリットを整理して慎重に検討してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）今答弁いただいた公平・公正という部分では当然のことだと思う。ただ、今市長公室長が言われたメリット・デメリット、これは行政にとつてのメリット・デメリットのことを言うてはると思います。違いますね、何でもかんでも予算があることですので、ある程度の基準は設けて発注しなければならないと思うのですけれども、メリットを生み出す必要もないし、逆にデメリットを作つてはならない。Aランクであっても、Dランクであっても、土木であっても、建築であっても、市民の方が運営される中小企業です。

先頃の県議会の予算編成方針に対する知事の一般答弁の中に「投資・消費・雇用が県内で好循環するための県経済の活性化と奈良で働く場の創出」、そういうのも観点に入れた予算編成をされておることでありました。九月議会でもお話しさせていただいた中小企業振興基本条例、これもまた整備していただいて、市内業者の、先般委員会でも言わせていただいた市内業者の育成という観点からも今よりさらに受注結果が偏ることなく、公平性を高められた公共工事の発注を行っていただけるような改善を是非お願いいたします。このことに関しても、私もずっと今後見守っていききたいと思いますので、より良い改善をお願いしまして、次の質問に移ります。

最後、十一番目の消防団事務の体制についてでございます。

平成二十六年四月から奈良県広域消防組合が設立され、従来消防本部総務課消防団係や警防課施設係の事務が市危機管理課に移行され担当されてきたと思います。中でも消防の両輪の一つである消防団という市の災害対策活動の重要な団体の事務を危機管理課で行っているわけで

す。その移行につきましては、その一年前の平成二十五年四月から市の機構改革を行い、事務の準備移行期間まで設けて現在に至っているところであったはずですが。しかしながら、作業量や常備消防とのすりあわせなどを考えますと、余りにも職域が膨大で、消防の特殊技術的な部分も含めて担当職員の方々には、まだまだ負担の多い係になっているように思われますが、現況についてお尋ねします。

○議長（窪 佳秀） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

平成二十六年四月の広域消防組合の設立に伴いまして、消防関係事務の移行に向けて、その準備として引継ぎや事務がスムーズにいくようにとの方針から、平成二十五年一年間の移行継続事務を行い、平成二十六年から現在の体制で行っております。

また、広域化になったといいますが、五條消防署とは両輪の一つとして消防団が活動するために、御助言や御指導を受けながらの体制で進めているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） 消防・防災に関する知識や技術に関しては、一朝一夕にその知見を得ることは難しいと思います。職員の方々に過酷な負担になつてはならないという認識から、また日頃から五條市の火災・災害救助活動等に多大な貢献をいただいております消防団員の皆様の活動を効率化し、自治会・自主防災組織・事業所・サークル等々、市民の皆様の火災・災害に対する意識の高揚を促すために、これは一つの提案なのですが、提案というか皆さんに関心を持っていただけたらなと思うのですけれども、橿原市のように市民向けに消防・防災・防犯についての訓練・学習の場の提供を目的とした「かしはら安心パーク」のような施設の構築、また事務として消防職員OBを雇い入れることにより人件費の削減、消防団員の指導や消防団事務にそのノウハウを生かすことにより、若い職員さんの職務に対する負担軽減にもつながるのではないかと考えます。

あらゆる観点から、このまちの危機管理に対する取組の参考になると思われ、またそれを考えていくことが今後大切ではないかと考えます。その見解についてお尋ねします。

○議長（窪 佳秀） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

消防・防災・防犯についての訓練・学習の場の提供を目的といたしました「かしはら安心パーク」のような施設の構築につきましては、非常に理想的な施設であり、十分な効果も期待できるものと考えられます。

また、消防・防災・防犯に関する事業につきましては、専門的な知識や技術が必要であり、また、職域の方も膨大でありますので、職員の負担となっているケースもございます。そういったことから、職員にないノウハウを生かすためにも、例えば消防職員OB等の雇い入れによる、消防団の事務、あるいは消防団員の訓練指導等、また警察OBの雇い入れによる市民への防犯指導等をお願いすることによる効果は、危機管理の観点からも効果は大きいものではないかと考えられます。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）積極的に前向きな取組をしていただけたら、ちよつとでも職員さんの負担というのは減っていくのかなと、OBの方であれば、少しでも低い雇用条件でいろんなノウハウを持った方にお助けいただけるのかなと思いますので、それによってそういうノウハウをお持ちでない若い職員さんに過酷な負担を避ける一つの手段にもなるのかなと思います。

また、施設の構築につきましても、平成二十五年十二月に定められた。東日本大震災という未曾有の大災害以降、地域の防災活動の担い手を十分確保する等を目的とした消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が施行され、その第十六条に「国及び地方公共団体は、消防団員の教育訓練の改善及び標準化を図るため、教育訓練の基準の策定、訓練施設の確保、教育訓練を受ける機会の充実、指導者の確保、消防団員の安全の確保及び能力の向上等に資する資格制度の確立その他必要な措置を講ずるものとする。」とあります。

この中にある「訓練施設の確保」は火災・災害救助活動等に重要な役割を担っていただいております団体である消防団の施設の構築につきましては、非常に重要な位置付けにあると思われれます。したがいまして、消防団施設の構築に取り組むべきであると提言させていただきたく考えますが、市長、その辺の見解について答弁願えますか。

○議長（窪 佳秀）太田市長。

○市長（太田好紀）三番牧野議員の質問にお答え申し上げたいと思います。

消防団に関しては、私たちは四年前の災害になってからの教訓を生かしながら、現在進めているところでありますけれども、樺原市にある「かしはら安心パーク」、大変有効な施設だと考えております。

今後、今自衛隊の誘致もやっておりますけれども、そこに県が防災の拠点を造るということを言われています。これは消防学校を踏まえて、そこ何らかの連携がとれないかなということ、そこに位置付けをすれば、県の施設プラスアルファ五條市の消防団との連携ができる形が共有できれば、再度強化になるのではないかなとも考えています。

今後、その辺も踏まえて進めてまいりたい、そのように考えております。

以上です。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） そういういろんな事業と関連付けてすることは、効率化に向けていいと思うのです。ただ、今の現状の五條市の消防団の事務に対して、まあそこから私、こういうふうないろんなこと、こういう体制でやっているよということもありますので、やっぱり職員さんの負担軽減というところも十分に踏まえた上で、今市長がおっしゃっていただいたような連携を持ってもらえたらなと、形がそうしていいものができても自身が、結局は五條市の職員さんが負担を被るということになつてはそもそもの趣旨から外れてしまうと思います。

また、こういう防災・災害に対しては、現状維持で満足せず、様々な観点から市民の皆様の防災意識、危機管理意識を高めていただけるような施策を講じることにより、安心して暮らせるまちづくりにつながると考えます。是非とも様々な工夫を凝らして取り組まれることをお願いします。

理事者各位におかれましては、数多くの真摯な答弁に御協力をいただき、お礼申し上げますとともに、今日御提言させていただいた内容に関し、今後取り組みられることをお願いしまして、私、牧野雅一の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（窪 佳秀） 以上で、三番牧野雅一議員の質問を終わります。

昼食のため、午後一時三十分まで休憩いたします。

午後零時十五分休憩に入る

午後一時二十八分再開

○議長（窪 佳秀） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確にお願いいたします。

一般質問を続けます。

十二番、大谷龍雄議員の質問を許します。十二番大谷龍雄議員。

〔十二番 大谷龍雄質問席へ〕

○十二番（大谷龍雄）それでは議長の発言許可をいただきましたので、通告順に基づきまして一般質問をさせていただきます。

まず一番、国による子供医療費助成制度の実現と国民健康保険財政調整交付金削減のペナルティ廃止を目指した国への要請及び窓口での現物給付方式（窓口無料）による支払の実現について質問をいたします。

御存じのように少子化で大変な状況が五條でも、日本全体にも広がっているわけでございます。したがって、五條市と奈良県におきましても、若い皆さん方の要望、意見を聞かせていただいて、子供さんの医療費に係る負担が大変大きいということでございましたので、数年前から子供さんの医療費に係る助成をさせていただいてきているわけであります。

その現場をまず申し上げますと、ゼロ歳から小学校入学前の子供さんに対しては、入院も通院費用も原則無料にさせていただいております。この件につきましては、奈良県の助成制度がありますので費用は奈良県が半分、五條市が半分ということとさせていただいております。そして小学校一年生から小学校六年卒業までの子供さんに対しましても、通院費も入院費も無料にさせていただいております。ただし、この費用負担は、いわゆる入院の場合、県の補助制度がありますから入院費の場合は県と五條市の半分半分無料でさせていただいておりますけれども、通院の場合は県の補助制度がありませんから、この年齢の方には五條市が全額負担で無料にさせていただいておりますということですね。

そして中学校一年生から三年卒業までの子供さんには、入院のみ無料にさせていただいております。通院はありません。入院の場合は県の補助制度がありますから、県半分五條市半分でさせていただいているという状況です。

今申し上げましたこの中で、お気付きだと思いますけれども、費用負担は五條市と県だけで国の負担はないんです。これだけ大事な少子化を解決するという課題であるにもかかわらず、国はまだ補助金も負担金も出しておらないわけです。ところが子供の医療費無料制度に對しまして、病院の窓口で一括支払をやめて個人の一部負担金だけで支払を済ませるようにした場合、いわゆる専門用語で現物給付方式ですね、こ

れを行った場合、現在国は国民健康保険財政調整交付金を削減しますよというペナルティを掛けているわけですね。これが現実なんです。しかし、この日本全国でもペナルティを掛けられてもどうしても少子化を解決しなければならぬということで、現物給付方式、窓口無料方式を行っているところがたくさんあります。この近畿圏でも和歌山県・大阪府・京都府、そして滋賀県でしたか、近畿圏でやられていないのは奈良県だけですね。そういう状況の中で、全国から国の財政で子供医療費無料の助成をすべきだと、そして窓口無料にした場合の国民健康保険に対するペナルティをやめなさいという声と、地方議会での意見書がこの間たくさん挙げられてきているわけであります。

そんな中で、今年の七月二十八日と二十九日に全国知事会が開かれておりまして、会長は京都府知事のやまだけいじ（山田啓二）さんと読むんですか、この方です。この中で国に対しまして、国の費用で子供の助成制度を創設してくださいと、そして窓口無料にした場合の国民健康保険へのペナルティをやめるべきだと言って政府に突き上げました。全国市長会の皆さん方も頑張ってくれたと思いますけれども、そんな中で厚生労働省はこの九月二日、やっと子供の医療制度の在り方等に関する検討委員会を立ち上げました。座長は遠藤久夫学習院大学の教授さんですね。こういうふうに全国の皆さん方の声に押されて政府、厚生労働省はやっと検討会を立ち上げているこの時期に、やはりもう一度全国の自治体からこの声を政府、厚生労働省に挙げていくことが大事ではないかなというふうに、今全国の自治体の皆さん方が頑張っておりますから、どうか五條市といたしましても、実現するまで、県を通じてこの要請を政府、厚生労働省に、再度この時期に挙げるべきではないかと思うんですが、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（窪 佳秀） 稲次すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（稲次裕美） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

五條市の子供医療費助成制度は、子供の健全な育成と発達を願い、また若者の定住促進に資するため、制度の充実を図ってまいりました。

五條市では、平成二十四年度に県補助金交付基準である所得制限を撤廃し、平成二十六年度からは就学前までの通院医療費の助成を市単独事業で小学校卒業まで拡大し、入院医療費につきましては、県基準に基づき中学校卒業まで拡大しております。

国における子供医療費助成制度につきましては、全国知事会及び全国市長会より制度の創設の要望が行われているところです。

また、子供医療費助成の現物給付化に伴う国民健康保険国庫負担金の減額調整の廃止につきましては、厚生労働省の子供の医療制度の在り方等に関する検討会において議論されているところでございます。

市といたしましても、市長会を通じて県への要望活動を行うほか、近畿都市国民健康保険者協議会や国民健康保険中央会を通じて、国

へ要望を行っているところでございます。

今後、国の動向を注視しつつ実現されるまで関係機関と連携し、要望活動を続けてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 前向きの答弁をいただいたのですが、この件について政府、厚生労働省がまとめました二〇一五年版の厚生労働白書の概要が発表されておりますので明らかにしておきますと、出産や子育ての件で政府、厚生労働省が意識調査をしているのですね。それを見ますと、ゼロ歳から十五歳の子供がいる人のうち、子育てで不安や悩みがある人は男性が六七・四パーセント、女性は七七・三パーセントにあがっていると、そして「出産や子育てに前向きになれるために必要なことは何ですか。」という調査に對しまして、安定した雇用、仕事ですね、安定した収入が九六・八パーセントになっているということですね。これは五條市・奈良県・日本全国共通するのではないかと思います。

したがって、政府、厚生労働省が調査したその結果、これが出ているわけですから、奈良県のほかの自治体とも全国の自治体の皆さんとも力を合わせて実現するまで頑張っていたと思いますよう、お願いしておきたいと思えます。

それでは次に移ります。

二、学習の遅れや不登校及びいじめ等の解決につながる三十五人学級を重視した学校の適正化と現小学校及び中学校の校舎の有効活用についてということで質問をいたします。

もう皆さん方も御存じのように、学習の遅れ、不登校、いじめというのは、この間の調査をこの前新聞で発表されておりましたけれども、日本全体的には増えている傾向にありますわね。五條市の実情については正確に聞いておりませんけれども……、五條市でも深刻な課題だと思います。そんな中で、今学校の適正化が検討されているわけですが、この適正化の検討課題の中で適正化だけではなしに、子供の学習の遅れ、不登校、いじめ等をなくすということを兼ね備えた検討を、適正化の検討が今非常に重要ではないかと思うのですね。

この解決には、スピードの速い学習をもう少し落着いて勉強ができるようにしてやるということ。また教師一人の子供さんの担当人数をもう少し減らさないことには目配りができないというこの解決、そのほかたくさんあると思うんですけれども、そのためには、今五條市は一学級四十人学級ですけども、全国的な皆さん方の声は、また教師の声は三十五人学級ということが強いわけですね。だからこの適正化に合

わせて、生徒さんが減っているわけですからね、だから一学級三十五人学級に重視した学校の適正化を検討されることが非常に重要ではないかということが質問の一つですね。

そしてもう一つは、今回の学校の適正化の一番の必要性については、五條市並びに山間部では子供さんが非常に少なくなっているという状況であるのが一番の適正化の必要性となっているというふうに思うわけですが、この適正化を行う場合、重要な点は、父母、教師の皆さん方の実際現場でその仕事に携わり、家庭で子供さんと接触している教師、父母の皆さん方の意見をよく聞きながら結論を出していく、これが大事だと思うんですね。それと同時に、子供たちが学びやすい、運動のしやすい、そういう環境を維持するためには、余り大きなマンモス校にするのはいいことではないですね。だから私は提案として申し上げますのは、現在の五條市の小学校・中学校の耐震化された、また中学校は全部普通教室には冷房設備が整っているわけですからね、この小学校・中学校の校舎を有効に活用した中での適正化、学校がなくなってしまうって本当に寂しいという状況を作らないということも重要な条件ではないかと思います。そのためには、学校の校区の見直しも教師、保護者の皆さん方とよく相談して見直しをすべきではないかと思っています。

ある中学校では、裏の地域は遠いところの中学校に行っておって、目の前に中学校があるというような校区もありますよね、この五條市にはね。小学校区もそうだと思います。そういう効率の悪い校区であれば見直していくということ。

そしてもう一つは、今国会で教育に關係する法律が可決されておりますけれども、学校の適正化を進める上においても、一つの中学校、一つの小学校を造る上においても、二つの学校の敷地を使った連携型でもいいということになっているわけですね。もう一つは今と同じように、一つの敷地内に一つの小学校、一つの中学校を造るという一体型、これがずっとこの間続いていると思うのですけれども、二つの敷地で一つの小学校、一つの中学校でもいいということになっておるわけですからね、広い五條市の中で、これを見たら、どの小学校もどの中学校も、生徒、地域にとつては大変重要な役割を果たしていると思います。だから先ほど申しましたように、現在の校舎を有効に活用して、新しくばくだいな予算の要る校舎を建てない方向で検討することと、地域に学校がなくなつて、ものすごく更に過疎化したということのないようにもすると、そのために学校の校区の変更と同時に今申し上げました連携型を五條市は重要視すべきではないかというふうに思います。

皆さんに資料請求したその資料で申し上げますと、小学校は八校ありますけれども、収容人数は約四千三百人収容できますけれども、現在の児童数は一千二百七十五人ですね。そして中学校は五校ありますけれども、現在の収容人数は二千九百六十人ですけれども、現在の生徒数は七百七十三人になっています。ところが耐震化はどうかというたら、小学校が八校ありますけれども、全て耐震化は整っているのですね。

中学校は五校ありますが、これも五條東中学校の一部を除いて全部整っています。そして五條の中学校五校は夏の冷房設備を普通教室にも完備されているんですね。特別教室はもう日本全国かなり完備されていますけれども、中学校の普通教室に冷房装置が完備されているというのは、奈良県でもまだ数はないですよ。日本全国でもね。これだけ生徒、保護者、先生方の要望に応えて、この間、耐震化を進めて一〇パーセント、中学校の冷房も一〇パーセントとなっているわけですから、これはこれから耐震化の工事をして進めるとなったら大変だけれども、もう整っているわけですからね、だからこんな素晴らしい財産を先ほど申し上げましたように、新しい小・中学校一校も建てなくてもいいことを目標にすると同時に、小学校、中学校がなくなつて過疎化が進んだということにならないようにもすると、結局全部の小学校、中学校を有効に活用することが大事なことですね。そのことを重要視して、これからの学校の適正化の結論を保護者、教師の皆さん方と一緒によく話し合つて出すことが大事ではないかなと考えますけれども、一つ答弁をお願いしたいと思います。

○議長（窪 佳秀） 近井教育部長。

○教育部長（近井稔巳） 十二番大谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず一つ目の質問、三十五人学級ということなんですけれども、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部が改正されて、平成二十三年四月から、小学校一年生に関しては、三十五人学級が実施されております。しかし他の学年においては、学級編制の基準は以前どおり四十人ということになっております。

本市においては、県からの少人数加配等を活用して、少人数学級や少人数指導を実施するなど、行き届いた丁寧な学習指導に努めているところでございます。

教育活動を行う上では、少人数で行う方が有効な場合がありますが、一定の人数で活動する方が社会性や主体性の醸成等を期待できる場合もあります。全ての学年において三十五人学級が実現すればより細やかな指導が行え、その教育的効果も期待できると考えております。

こうしたことから本市としても、全ての学年において三十五人学級が実現するように、あらゆる機会を通して奈良県や国に対して要望してまいりたいと思っております。

それから二つ目の質問なんですが、校区の見直し、あるいは二つの学校を使った連携型を大谷議員はこれから進めていただきたいという質問なんですけれども、現在教育委員会では、学校の適正化におきましては、本年二月に適正化検討委員会より四点からなる中間答申をいただきました。

今後、学校適正化検討委員会では、この中間答申に基づきまして更に審議を進めていただいております、来年二月には学校の適正化に向けた最終答申としてまとめていただく予定となっております。

このような施策を、現在進めている学校の適正化が五條市のまちづくりに密接に関係することを認識いたしまして、今後の本市の子供たちにとって一番良い教育の体制が整えられるよう、学校の適正化を進めてまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 三十五人学級の重視につきましては、答弁の方向で取り組んでいただくことが大事ではないかと思いますが、小学校、中学校の校舎を有効活用した適正化という点につきましては、複雑ですので検討していただいている皆さん方も大変だと思いますけれども、しかし既に奈良県内でも全国的に見ても一定の経験もされている学校・教育委員会もありますから、一つその辺の実態をよく聞かせていただいて五條市の実情に合う適正化というものが重要ではないかなと。五條市の実情に合うということになれば、私の方から今提案させてもらったのが私の提案であって、これが全て正しいとは言いませんけれども、これからの検討委員会の中で参考にしていただくことが大事ではないかなというふうに思うわけですね。

答弁にはありませんでしたけれども、今年の六月に国会の中で小・中一貫校を制度化する学校教育法の改正がされていますわね。政府は小・中一貫教育の方が今の課題が解決されるという、いろいろそういういい宣伝をされておりますから、小・中一貫校を検討されている自治体が日本全国でも多いのですね。しかし小・中一貫校を経験している学校の意見を聞きますと、いいことばかりではないという声も聞きますので、小・中一貫校を取り入れた学校の適正化というのは大変慎重にしなければならないのではないかと思います。

御存じだと思いますけれども、この国会で可決された法律の中には、現行の小学校六年、中学校三年を一体的に教育を行うため、修業年限九年、校長は一人でもいい、しかし教員、教職員は原則小・中両方の免許を持つことが求められますと、こういう法律になっているのですね。これはまた教師には大変な負担になりますから、勉強を受ける子供も環境も変わり大変ですから、私はよくこれは検討しなければならぬということをお願いしておきたいと思っておりますけれども、小・中一貫校に関する法律改正に伴う、私の質問に対する答弁だけでも一度していただけますか。

○議長（窪 佳秀） 堀内教育長。

○教育長（堀内伸起） 十二番大谷議員の質問にお答え申し上げます。

今お話ありましたのは教育振興基本計画等に関わり、閣議で決定されました六月十四日の件であると思うのですが、小・中一貫という部分の更に発展的なものとして、文部科学省が求めています十九年間の教育体制というのが示されておりました。

今お話になりましたのは、小・中の両方の免許証というのは、多分義務教育学校のことだろうというように思うのです。私も今検討委員会の中で出されておりますのは、小学校と中学校の九年間を見通した、いわゆるカリキュラムに基づく教育を考えていったらどうかというのが検討委員会の中で論議をされている中身であります。つまり小学校六年間と中学校三年間をきっちりつないでいこうと、そして一人の子供たちが九年間を通した確かな成長を保証していくようにという、その中の小・中一貫ですので、義務教育学校というのはまだこの先の話になるのではないかなと思っております。

しかしいずれにしても、五條市の場合、子供たちの数がかなり減ってきています。私も教育委員会としては、役割としても子供の数を減らしてはならない、なんとか五條市の教育がいいから子供たちが五條市で学んだという部分を作り出すためにも、今度の適正化というのを丁寧に進めていかなければならないというように思っているところです。

先ほど部長の方から答えましたけれども、これから適正化を進めるに当たりましては、家庭、保護者の皆さん、さらには地域の皆さん、関係の人たちの意見を十分丁寧に聞いて、そしてその中から一つの方向というのをまとめてまいりたいというように思っています。

今御指摘いただきました中身、例えば一体型と分離型の問題でありますとか様々な問題がその中にはございますので、いただきました中間答申を基に、また今度いただきます最終答申を基に、更に煮詰めてまいりたいなと思っております。

今後のスケジュール等も示されているのですけれども、いずれにしても、最終答申の中でどのような形が望ましいという答申が出されてくるのか、それを基に丁寧に関係の方と話し合いをしながら、一番いい教育体制を作ってまいりたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 慎重にお願いしたいと思っておりますけれども、ここに国会での大臣の答弁がありますので、明らかにしておきますと、「学校統廃合の手引の中でも保護者や地域住民の十分な理解と協力を得ることなど、丁寧な議論を行うことが重要である旨明示しており、こういう

視点に立ち、小・中一貫教育の導入に当たって考えていただきたい。」というように答弁していますので、もう既に慎重に対応する、検討するという答弁がありましたけれども、子供、保護者、教師等々の直接関係する皆さん方の意見をよく聞いていただきまして、慎重に進めていただきたいと思います。

それでは次に移ります。

三、豪雨・強風・豪雪等に関係している地球温暖化をなくす政府への要請と災害救援の強化を目指した消防力の強化及び安全保障関連法（戦争法）から考えた陸上自衛隊駐屯地及び陸上自衛隊ヘリポート誘致の見直しについてでございますけれども、ちょっと長い質問になりますので、議長、三つに区分させていただきますたいと思います。

前半は豪雨・強風・豪雪に関係する地球温暖化問題。次は、消防力の強化。そして最後、安全保障関連法に関係するということで、三つに区分させていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは前半の地球温暖化問題でありますけれども、御存じのように今テロ事件が起きましたフランスのパリで、この三十日から国連気候変動枠組条約第二十一回締約国会議、略称COP21の首脳級会議が開かれております。この中で三十日、安倍首相は、次のようにスピーチをしました。国連に提出した日本の削減目標を「志の高い」と表現されまして官民合わせて年間約一兆三千億円の資金支援のほか、温室効果ガスの排出を削減しながらこの地球上の人々の暮らしを豊かにするというようなスピーチをされまして、実際の日本の削減目標を、二〇三〇年を目標に二〇一三年比で二六パーセント削減しますと、こういうふうなスピーチしたんですね。ところがこれは京都議定書の基準年である一九九〇年比に換算しますと、一八パーセントにしかならないわけです。一八パーセント、そして他の国はどうかといいますと、EU二十八箇国は京都議定書を発行された一九九〇年比で少なくとも四〇パーセント削減すると表明したんですね。日本の安倍首相は、一九九〇年比で一八パーセントですからね。欧州二十八箇国は四〇パーセントですからね、これはもう……。日本は二酸化炭素等の温室効果ガスの発生量は世界で五番目なんです。五番目やけれども、この程度だという状況になっておりまして、百九十六箇国の地域の皆さんが集まっていますけれども、余り評価されなかったという状況になっております。そして安倍政権はそのことをCOP21で表現しながら、いわゆる二酸化炭素、温室効果ガスを大量に発生させる石炭火力発電所をこれから四十八基認めるということを今決めているわけですね。

その中で、福島原発の件ではまだ収拾がついておりませんけれども、この間、川内原発ですか、原発の再稼働を認めました。これが実情なんです。だから五條市の紀伊半島大水害で五條市も奈良県も日本全国も大変な被害に遭いましたけれども、この原因はいろいろあっても地

球温暖化、地球温暖化を促している二酸化炭素を始めとする温室効果ガスが一番大きな原因だというふうに世界的な専門家、科学者が指摘しているにもかかわらず、今私が明らかにしましたように、今開かれているパリでのCOP21での削減目標は大変低いという状況です。

したがって、この点についても日本全国の自治体から要請を政府安倍政権に突き上げていくことが非常に大事になっているのではないかと思いますけれども、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（窪 佳秀） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

豪雨・強風・豪雪等に関係していると言われております地球温暖化をなくす政府への要請についてでございますが、本市といたしましては、奈良県市長会や近畿市長会等を通じて従前から要請をいたしているところでございます。

また、現在、フランスのパリで国連の地球温暖化会議、いわゆるCOP21が京都議定書に代わる二〇二〇年以降の新たな枠組み作りのため、開催されておるところでございます。

このCOP21における新たな枠組みの結果を踏まえまして、今後におきましても引き続き要請してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） はい、一つね世界の武力紛争で命をなくされる方も多いですけれども、この地球温暖化を原因とする異常気象、豪雨・強風・豪雪等で命をなくしていく人もかなり多いですね。今年の夏は、五條は大きな被害はなかったのですけれども、インドはこの間十二月の三日に洪水に見舞われて、約二百六十九人亡くなっていますね。だから一般のテレビや新聞で言われたのかどうか分かりませんが、世界全体の地球温暖化による豪雨・強風・豪雪等の被害の状況を全部つかんだならば、大変な人が命を落とされているということです。

また、小さな国は、海水面が上がってきて国がなくなるといことでCOP21に参加したそういう国の責任者も大変大きな声で訴えられておりますけれども、これも日本の政府政権が国民の異常気象に係る被害の状況を見るのなら、もっともっと二酸化炭素、温室効果ガスをなくさなければならぬのは常識ですけれども、しかし悲しいかな私が明らかにしましたように、COP21での削減目標も少ないし、おまけに新たな二酸化炭素を大量に発生させる石炭火力発電所をこの日本に四十八基も認めていくという姿勢ですから、奈良県・日本全国の自治体とも力を合わせて要請を強めていただく必要があるのではないかと思います。

それでは、次に移っていきます。

次は、災害救援の強化を目指した消防力の強化でございます。

五條市は紀伊半島大水害で大きな被害を受けたわけでありますから、災害をなくすためにはどうしたらいいかということは大体明らかになっております。もう一度申し上げますと、先ほど申し上げましたように豪雨・強風・豪雪等の原因である地球温暖化をなくすという、この原因をなくす上においてもこれが一番重要ですね。それと五條市で言えば、関係住民に早い目の避難をお願いするということと、吉野川の上流、その他川の上流にダムがたくさんありますから、ダムの緊急放流をなくすという、このことに目配りをしなければならぬというふうに思うわけです。だから先ほど地球温暖化問題を取り上げさせてもらったのですけれども、同時に、災害をなくすためには災害が起こった後の救援体制を強化するという、このことが非常に求められております。紀伊半島大水害の大塔災害においても大変な山崩れ、それに伴う道路の通行止めということが起きてまして、孤立した地区がたくさん生まれたわけであります。そんな中で京都府の大久保駐屯地の自衛隊が派遣されて、崩れた土砂を取り除いて孤立地区をなくすことに大きな貢献をしたということの事実があるわけですが、そのことを理由に今陸上自衛隊駐屯地、陸上自衛隊ヘリポート誘致に五條市長と奈良県知事、また関係議員の皆さん方は声を強められているわけでありますけれども、私はこの大塔町災害で自衛隊の果たした役割はやはり整理すべきだと思うのです。それは災害が発生した後の救援に頑張るべきだと、災害の原因をなくすところまでの働きはできないのです。原因をなくすのは先ほどから申し上げましたように、日本の政府政権のトップがもつと本腰を据えなければいけないわけですね、だからこの大塔町災害で果たされた自衛隊の土砂の取り除き、行方不明者の救出等々ですけれども、これを考えるならば、自衛隊に来てもらわなければ救援活動ができないかと言ったら、そうではないわけですね。昔から消防団、消防署というのはあるわけですからね、だからもつとこれから新たに国民のばくだいな税金を使って、自衛隊ヘリポート誘致というよりも、現在存在している消防署をもつと強化すべきだと思います。

消防署は今奈良県下、大体小さい分署等も含めたら五十三箇所から五十四箇所あります。この奥でないのは野迫川村だけです。後、全部ありますわね。消防署の職員は現在約一千八百十数人おられます。だから既に民間のばくだいな税金を使って消防署を設置し、消防署員を一千八百人以上ちゃんと配置をしているわけですから、新たに自衛隊を誘致してもらわなくても、今持っている力を強める、これが税金の合理的な使い方ではないかと思えます。

そして具体的な消防力の強化と言えば、この間の災害でも一番の被害が大きかったのは太平洋側の和歌山県・伊勢そして奈良県の十津川

村・大塔町・野迫川村となりますけれども、将来の南海トラフ地震を想定した皆さん方の意見でも、南海トラフ地震の発生地域は太平洋側ですからね、日本海側違いますからね、太平洋側の四国から大体静岡県の端まで、これが一斉に地震があったときの大きさを南海トラフというふうに表現しているわけですからね、だから将来の南海トラフの地震の被害の大きいのも、この間の紀伊半島大被害で受けた奈良県の十津川村・大塔町・野迫川村そして和歌山県・三重県と、こういうふうになると思いますけれども、そういう被害が大きいとされる十津川消防は五條市の管轄ですからね、十津川消防・大塔分署、それから三重県の下北村・上北村、和歌山県のそういう地域の消防署に、山が崩れて道が通れないと言ったらすぐ駆けつけられる、その近くの消防署にユニボ等の重機を配置していくべきではないかと思えますね。

この間、五條市は建設業の皆様方において災害時の救援協定を承諾していただいて、結んでおりますけれども、それはそれとして災害が発生したときには建設業の皆さん方に頑張っていたかと同時に、市民の財産と生命を守ることを専門に三百六十五日頑張っている消防署にこれからはユニボ、重機等を配置するべきではないかと、それが災害現場へ一時でも早く駆けつけることの一番効率的な体制だと思っていますけれども、そういうことと同時に、もう一つは、最近の災害は複雑で規模が大きくなっていますから、消防職員の皆さんにも消防団員の皆さん方にも今の情勢に合わせた高度な専門的な知識、技能を習得してもらわなければいけませんから、広域防災センター、消防学校を、現在、桜井ですか、ありますけれども、内容が今の災害状況に合いません。だから早く広域防災センター、消防学校を整備していくという、このことがもっと早く求められていると思いますけれども、これは陸上自衛隊のヘリポート等とは切り離して、消防の重要な緊急課題として切り離して広域防災センター、消防学校を建設すべきだと思います。

そのほか、まだ吉野川の上流、熊野川の上流にはダムの緊急放流をなくすと声明を出さないダム管理者はまだ残っております。津風呂・入之波・一の木、そして大迫・大滝とね。黒瀬もそうですわな。猿谷ダムは紀伊半島大被害の大塔町災害で、やはりダムの緊急放流が大いに関係しておりますから、その後、緊急放流防止対策を施行しているわけでありますけれども、今明らかにしました緊急放流防止対策をまだやると声明を出しておらないダム管理会社には、毎年粘り強く要請していくべきだというふうに考えますが、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（窪 佳秀） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

災害救援の強化を目指した消防力の強化についてでございますが、消防は災害時におきまして人命救助を主に行う組織でございます。レスキュー資機材は保有しておりますが、油圧ショベル等の重機は保有しておりません。

このため、本市あるいは奈良県におきましても、被災直後の人命救助支援や被災地の道路復旧作業等のため建設業協会と災害時の応援協定を締結しているところであります。

今後の消防体制につきましては、消防広域化のスケールメリットを生かした体制強化を要望してまいりたいと考えております。

また、ダムの緊急放流に関しましても、同じく続けて防止の要請をしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 答弁の方向で頑張っていたが必要があると思いますが、付け加えて私の質問の根拠を申し上げておきますと、もう何遍も申し上げますように、大阪消防局とか大きなところはユニボ、重機は持っているわけですからね、だから災害の多いこの奈良県・三重県・和歌山県の南部は、これからは消防署自身が持つておって、災害現場にいつでも出動できるようにしておく、もちろん建設業協会の皆さん方には合意をいただいておりますから、この皆さん方の力も發揮していただく、これも大事だと思います。

そして、具体的に申し上げたら、例えばこの五條市に陸上自衛隊の駐屯地、陸上自衛隊のヘリポートが来てもらって、紀伊半島と同じように南部で災害が起こったとしますね、山が崩れて道が通れないという状況になったとしますね、この五條市から陸上自衛隊がユニボ等の重機を台車に積んで走って行くのと、十津川消防・大塔分署、その南部の近いところで頑張っている消防署にユニボ、重機を配置しておいて現場に駆けつけるようにしたら時間的に言うても、五條市から陸上自衛隊の皆さん方が台車に積んで重機を運ぶよりも、ずっと十津川消防、大塔分署に重機を置いておいて、そこから現場へ行く方が早く着けますわね。そして国道一六八号が、西吉野町や大塔町で通行止めになって奥地に行けないという場合も、この間の紀伊半島大水害の状況からしたら起こり得るわけですからね、だからやっぱり五條市に自衛隊を誘致しても、その救援効力よりも、十津川分署・大塔分署に重機を配置しておって、そこから災害現場に駆け付けてもらう方が時間的にも早いし効率がいいのではないのかなと思います。

だから、実際に効果を考えれば、私が今提案させてもらった、現在の消防に災害の多い南の方からユニボ・重機等も配置しておくという、これが費用の面で言うても、効率の面で言うてもいいのではないかなと私は判断しています。一つそのことを十分検討されて、消防力を一早く強化されるということを強調しておきたいと思います。

それでは次、最後の安全保障関連法から考えた陸上自衛隊駐屯地及び陸上自衛隊ヘリポート誘致の見直しですが、皆さん方も御存じ

のように、この間の九月十九日、参議院で強行採決されました安全保障関連法というのは、十一本の法律を一遍に国会へ提出されて採決されているんですね。だから、安全保障関連法の中身を見る場合は、この十一本の法律全てを見なければ分かりにくいことになるわけですね。

私は、国会議員や専門家からいただいた資料を基に、国連安全保障法案の危険性について簡単に五條市議会で明らかにしておきますと、まず一つは、国際平和支援法というのがあります。これは長いですから言いませんけれども、この法律の中には合衆国等の多国籍軍の自衛隊が戦闘地域へ行って捜索、救助等の後方支援をするということが認められています。法律では合衆国となっていますけれども、この世界で合衆国はアメリカしかありませんからね、アメリカ軍等ということに解釈して一〇〇パーセント間違いないということですね。

もう一つ、平和安全法制整備法の中の自衛隊法の改正の中では、邦人救出のために武器を使用してもよろしいですよ。米軍と武器を守るために、自衛隊が武器を使用してもよろしいですよ。これが認められたのですね。平和安全法制整備法の二つ目の重要影響事態法の改正の中には、地球規模で米軍との交信をしてもよろしいですよという、今まではアジア、その近辺ということで地域を限定されておりましたけれども、この法律では地球規模、どこでもアメリカの起こした戦争の後方支援をしてもよろしいですよと、こうなっておるわけです。

次、国際平和協力法の改正の中には、国連が決めていないのに、そのPKOの活動に参加してもよろしいですよと、国連がどう決めたかとか関係なしに勝手に行きますよとこうなっているのです。そして、武器使用権限を拡大しているわけですね。

もう一つ、武力攻撃事態対処法制の改正では、長い間続いた日本の政権が憲法上できないとしてきた集団的自衛権を行使、自衛隊を海外派兵し、武力行使をしてもよろしいと、これがきたわけですね。これは今の安倍政権以前の戦後長い間、自民党が中心となった政権が続いてきましたけれども、どの政権も憲法から考えたら自衛隊の海外派兵はいけないということを主張し守ってきたわけです。これが認められたわけですね。

だから、今私が説明した範囲の中で感じていただきたいと思いますけれども、問題点は憲法でも自衛隊法でも日本の自衛隊は海外へ行ったらいけないということになっていますけれども、その憲法と自衛隊法に認めていないような自衛隊の海外派兵がこの法律では認めるということと、同時に海外へ行っても非戦闘地域、後方支援しか今まで認めていなかったものが、今度は戦闘地域でアメリカ軍とともに、戦闘地域に加わるわけですから、もう一緒に戦争するのと一緒ですわな。これが認められておるわけですね。このように、これは現在の日本の憲法も自衛隊法も認めてないものを今回の国会で安全保障関連法ということでも可決されているわけです。

そして、何よりも今回の法律が可決された中で、問題はたくさんありますけれども、もう一つ大きな問題で、難しい言葉で立憲主義の破壊と言われていますわね。立憲主義というのは、どんな政権も憲法の枠内で政治を行いなさいと、こうなっているわけですね。だから、憲法は主権者である国民が憲法を活用して国家権力を監視する、縛るという意味を日本の憲法は持っているわけですね、その憲法に違反する自衛隊の海外派兵を、憲法を改正せずに決めてしまったところに立憲主義が破壊されたと、専門家が言っているのはそこなんですわね。戦後七十年、長い間続いた自民党政権さえ今までこんなことをしたらいかんということではなかったことを今回安倍政権はやったということで、今、法律が可決された以後も日本の憲法学者、法律学者、多くの国民、政党、野党が安全保障関連法を今度は廃止するために今、運動を起こしていることですね。

こういう法律を可決して、今、安倍政権は法律可決後どのように言っているかといったら、今、アメリカがシリア・イラクでISを攻撃する、空爆をしておりますけれども、それに協力することもあり得ると言っているわけですね。もちろん、中国に関係する海上でアメリカが艦船を航行しておりますけれども、それにも協力することもあり得ると言うことですね。しかし皆さん、今明らかにしたように、アメリカのシリア・イラクでやっているあの空爆にも参加したらどうなるか、この間起こった一連のテロ事件で分かりますわね。いわゆるフランスのテロは、テロ事件が起こる前にアメリカのイラク・シリア空爆に参戦、協力すると表明した直後にテロ事件が起こっているわけです。ロシアの二百人以上乗った旅客機の破壊もテロがやったというように大体今では判定されていますけれども、あの事件もロシアのプーチン大統領がアメリカとは別にロシア自身でシリアの中のIS、テロ集団を攻撃するということで空爆を始めた後でロシアの旅客機が爆破されたわけですね。こういうテロ事件はね、絶対あきませんよ、認めることはできませんけれども、しかし、先ほど申し上げましたように、アメリカのイラク・シリアの空爆にもし日本の自衛隊が海外に行つて協力させられたら、テロ集団から日本はテロ攻撃を受けるということになっていくと見ておかなければなりませんね。もうこれだけフランス、ロシアの旅客機がやられているわけですからね。だからそういう危険な状況になっていくということです。だから日本の自衛隊も、自衛隊員は決して全ての皆さん方は賛成をしておりますけれども、大変な状況に追い込まれます。五條市に陸上自衛隊駐屯地、ヘリポートができれば、そういう方向に政権が進めた場合、それに関連した行動をとらざるを得ない状況に追い込まれると、もちろん誘致した五條市の市民も危険な状況にさらされますわね。そんなもん絶対行っているから攻撃されへんというようなことは、今のフランス、ロシアの旅客機の爆破から言ったらそんなできませんわね。だから、今そういう危険な状況にあるときですから、やはりこの戦争法の廃止を目指して取り組むと同時に、そういうことをやらされようとしている陸上自衛隊駐屯地、ヘリポートの誘致は見直す

べきではないかということです。

今、ロシアのシリアへの空爆とかアメリカのシリア・イラクへの空爆にフランスやらドイツ、イギリスが参加しておりますけれども、この間ドイツの議会で、ドイツとしてシリア・イラクでアメリカに協力する空爆を行うということがドイツの議会に提案されたのですね。

そのときに、アメリカに協力してシリア・イラクへの空爆をもうやめておけということを反対した野党の議員がおられますね。その名前は、ワーゲンクネヒト共同議長、この方が空爆に反対した理由は、空爆は新たなテロを生むだけだと、米国によるものにせよ、ロシアによるものにせよ、空爆自身が関係のない市民を殺しているやないかと、関係のない市民を殺すということは、テロと同じことをやっているやないかと、国際的な専門家が発表していますけれども、アメリカがこの間イラク・シリアで行った空爆で命を奪った人の八割は関係のない人の命を奪っているのですよ。ロシアの空爆もそうです。だから、空から大体の目標で攻撃するということは、全くＩＳと関係のない人の命も多く奪うことになるわけです。その部分はテロと同じことをしているわけですからね、だからこのドイツの野党の議員さんもずっとドイツ議会で空爆の反対討論をして、結果として賛成が多かったですけれどもね。これは今ドイツの状況の一例を挙げただけですけどもね、これはイギリスでもアメリカの本国でもあちらこちらでテロの犠牲になった遺族の皆さんや、元アメリカ軍の兵士、そういう方も軍事力でテロはなくせない、やはり国連を中心として話し合いで解決しなければならないということが、今、世界中で沸き起こっているわけですね。だからそういうことに関連しての陸上自衛隊駐屯地、陸上自衛隊ヘリポートの誘致というのは見直すべきだということを強調させていただきまして、一つ答弁をお願いしたいと思います。

○議長（窪 佳秀） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

…………… 平和安全法制から考えました陸上自衛隊駐屯地及び陸上自衛隊ヘリポート誘致の見直しについてでございますが、先の国会におきまして、平和安全法制関連法が可決成立し、公布されたところであります。

我が国の防衛に関する事項は、国の所管するところでもありますので、私どもからの答弁は控えさせていただきます。

本市が県と連携して誘致要望をしているヘリポートを含む陸上自衛隊駐屯地につきましては、南海トラフ巨大地震等の大規模災害におきましても、本市のみならず紀伊半島全域の救援・救助の後方拠点となり得るものであり、また、本市の活性化のためにも陸上自衛隊駐屯地の誘

致を見直すことはございません。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 五條市へ陸上自衛隊駐屯地、陸上自衛隊ヘリポートが誘致された場合、その皆さん方は災害のときにだけ五條市と奈良県の指示で動くだけと違いますよ。国の今明らかにした安全保障関連法案に基づいて動くという二面性を持っているわけですからね。そういう自衛隊を誘致しようとする場合は、国のことだからちよつと見解は出せないということでは、誘致する方としての責任が問われると思います。だから、五條市に来たら災害だけに動いてくれるのではないのです。政府、防衛省の命令で、海外に行かなければならない場合も出てくるのです。そんなことを五條市や奈良県の知事が止められませんね。だから誘致しようとする以上は、国で決まった安全保障関連法案との関連で、これからの自衛隊はどうなるのかとよく研究しながら、これだったら五條市に来てもらってもいいかという判断をしなければ、奈良県民と五條市民の皆さん方への責任ある態度とは言えないと思いますので、一つ、今までは答弁できませんでしたけれども、これからはもつと現在の安全保障関連法に基づく自衛隊というのはどうなのか、もう少し研究されて、責任ある答弁を求めて、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（窪 佳秀） 以上で、十二番大谷龍雄議員の質問を終わります。

トイレ休憩のため、午後三時まで休憩いたします。

午後二時四十五分休憩に入る

午後三時零分再開

○議長（窪 佳秀） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（窪 佳秀） 次に、日程第二、報第十九号を議題といたします。
事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治） 報第十九号 準用河川の変更の報告について。

○議長（窪 佳秀） 報告を求めます。 田中都市整備部長。

〔都市整備部長 田中稔泰登壇〕

○都市整備部長（田中稔泰） ただいま上程いただきました報第十九号の準用河川の変更につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。本議案につきましては、準用河川『角川』の下流端の変更をするものでございます。恐れ入りますが、議案書の一ページ及び添付の地図を御覧いただきたいと存じます。

この河川につきましては、昭和四十九年十二月に延長一、一三〇メートルの間を準用河川『角川』として指定されているところでございます。

提案理由といたしましては、県主体の紀の川整備事業により完成いたしました樋門の位置により、準用河川『角川』の下流端が変更となりました。

変更の概要といたしましては、下流端を一級河川紀の川への合流点から一級河川紀の川右岸角川樋門と変更するもので、延長は一、一三〇メートルから一、二一六メートルとなり八六メートルの延伸となります。

河川法第百条において準用する同法第五条の規定により準用河川の変更をいたしましたので御報告申し上げます。

以上で報第十九号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

以上で報第十九号の報告を終わります。

○議長（窪 佳秀） 次に、日程第三、議第五十七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）議第五十七号 五條市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明を求めます。山田理事。

〔理事 山田和宏登壇〕

○理事（山田和宏）ただいま上程いただきました議第五十七号、五條市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

それでは、お手元の議案書二ページを御覧願います。

本条例の制定につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、以下、法と申し上げます。第九条第二項に基づく個人情報の利用及び法第十九条第九号に基づく特定個人情報の提供に關して必要な事項を定めるものであります。

次に、議案書三ページを御覧願います。

まず、第一条につきましては、条例制定の趣旨について定め、第二条ではこの条例における用語の定義について定めております。

第三条につきましては、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する市の責務について、第四条では個人番号の利用範囲について定めております。

四ページをお願いいたします。第五条では、法第十九条第九号の条例で定める特定個人情報の提供について定めております。

五ページの第六条では、施行規則の委任について定めております。

なお、附則におきまして、この条例の施行期日を定めております。

次に、別表第一につきまして、法第九条第二項に基づく条例で定める事務についてまとめたものがございます。

六ページをお願いします。

別表第二では、条例で定める事務で利用する特定個人情報についてまとめたものがございます。

八ページ下段の別表第三につきましては、法第十九条第九号に基づき、市長部局と教育委員会との間での情報の提供について条例で定める

事務と特定個人情報についてまとめたものとございます。

以上で提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託をいたします。

○議長（窪 佳秀） 次に、日程第四、議第五十八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治） 議第五十八号 五條市重度心身障害老人等医療費助成条例の制定について。

○議長（窪 佳秀） 提案理由の説明を求めます。稲次すこやか市民部長。

〔すこやか市民部長 稲次裕美登壇〕

○すこやか市民部長（稲次裕美） ただいま上程いただきました議第五十八号、五條市重度心身障害老人等医療費助成条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

恐れ入りますが議案書の九ページを御覧いただきたいと存じます。

本議案は、現行の要綱を条例化することが望ましいとの理由で、平成二十七年十月に県から条例準則が示されたため、本条例を制定するものでございます。

なお、助成要件・助成対象者等制度の内容に変更はございません。

主な内容につきまして、各条の概略を説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の十ページから十二ページを御覧いただきたいと存じます。

第一条は、条例の目的を、医療費の一部を助成することにより、対象者の健康の保持及び福祉の増進を図ることと定めております。

第二条は、医療費の助成を受けることができる者は、後期高齢者医療被保険者で、かつ心身障害者医療費助成若しくはひとり親家庭等医療費助成要件に該当する者と定めております。

第三条は、医療費の助成の範囲について定めております。

第四条は、対象者が住所を変更したとき等の届出について定めております。

第五条は、助成金を受ける権利は譲渡又は担保に供してはならないことを定めております。

第六条は、不正な手段によって助成金の支給を受けた者があるときは、当該助成金を返還させることができると定めております。

第七条は、助成対象者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、当該助成金の支給の停止、又は当該助成金の額に相当する金額を返還させることができると定めております。

第八条は、この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が定めるとしております。

附則につきましては、施行期日及び適用区分について定めております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託をいたします。

○議長（窪 佳秀）次に、日程第五、議第五十九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）議第五十九号 宇井防災コミュニティセンター条例の制定について。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明を求めます。山本危機管理監。

〔危機管理監 山本修二登壇〕

○危機管理監（山本修二）ただいま上程いただきました議第五十九号、宇井防災コミュニティセンター条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

お手元の議案書十三ページを御覧いただきたく存じます。

今回の条例制定につきましては、本年九月に完成いたしました宇井防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する事項を定めるため、条例制定をするものでございます。

条例の概要につきましては、恐れ入りますが、議案書十四、十五ページを御覧いただきたく存じます。

第一条は、宇井防災コミュニティセンター条例の目的について、また第二条では、設置について規定しております。

第三条は、名称及び位置を定めております。

第四条は、センターは、常に良好な状況において管理しなければならないと定めております。

第五条は、使用に際しての許可、また第六条では使用の制限について定めております。

第七条は、施設の使用料について、第八条は、使用料の減免について定めております。

第九条は、使用者の原状回復の義務について、第十条では使用者の損害賠償について定めております。

第十一条は、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めるとしてしております。

附則につきましては、この条例は公布の日から施行すると定めております。

以上で提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託をいたします。

○議長（窪 佳秀）次に、日程第六、議第六十号を議題といたします。
事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）議第六十号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明を求めます。福塚市長公室長。

〔市長公室長 福塚勝彦登壇〕

○市長公室長（福塚勝彦）ただいま上程されました議第六十号、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

お手元の議案書十六ページを御覧願います。

この条例の改正理由でございますが、平成二十四年に制定されました被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が本年十月一日に施行され、共済年金が厚生年金に一元化統一されたことにより、本条例の規定を整備しようとするものでございます。

それでは、改正する内容について、説明申し上げます。

お手元の議案書十七ページを御覧願います。

条例附則第五条第一項及び第二項それぞれの表中、地方公務員等共済組合法などに係る規定を、被用者年金一元化法に関する規定に改めるというものでございます。

十七ページの表中、上から二行目中ほどの被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）以下、「平成二十四年一元化法」という記述がございます。以下、表中に複数の箇所「平成二十四年一元化法」という規定が出てまいります、これらの箇所が今回の改正の箇所でございます。

引き続き二十ページを御覧願います。

附則につきまして、この条例は公布の日から施行、平成二十七年十月一日から適用することとし、経過措置として適用日前の規定で支給されている者につきましては、改正前の制度を適用することといたしております。

以上で議第六十号の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「三番」の声あり）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） 今、御説明いただいた一覧表の見方を念のため教えていただきたいのですけれども、横にコンマ七三、コンマ八六というコンマの数字が入る、これは何を表すものなのですか。

○議長（窪 佳秀） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

表の一番右にある数字、例えば十七ページですとコンマ七三とか、コンマ八六ということでございますが、議会の議員その他非常勤の職員の方で障害が一定程度残ったときに一番左の欄は、例えばその条例によって年金をもらう年金の種類でございます。真ん中の欄は条例ではないにしてもその障害に対して年金を支給することでございますが、条例によって年金を支給されるということになって、一番左の欄の年金と真ん中の欄の法に基づいて年金を支給されるようになったときに、両方もうと重複する部分がございますので、一番左の欄の制度によって支給される年金の額を一番右の欄の数字を掛けまして、その数字で調整をした後に支給すると、その調整される係数が一番右の〇・七三であったり〇・八六であるというところでございます。

以上でございます。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） 今改正されるこの数字は改正前と何か変更あるのですか。それはないんですか。

○議長（窪 佳秀） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

今回法の施行に伴いまして文言の整備でございますので、議員お尋ねの数字に関しては全く変わっておりません。以上でございます。

○議長（窪 佳秀） 質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀） 御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。よつて本案は原案のとおり可決されました。

○議長（窪 佳秀）次に、日程第七、議第六十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）議第六十一号 五條市税条例等の一部改正について。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明を求めます。山田理事。

〔理事 山田和宏登壇〕

○理事（山田和宏）ただいま上程いただきました議第六十一号、五條市税条例等の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書二十三ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の改正につきましては、平成二十七年三月三十一日に公布された地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）のうち、一部が、市の条例に委任事項が設けられたことに伴いまして、他市及び国の取扱いを基に、検討いたしました結果、納税者の混乱を避ける観点から、国に準じて本条例を改正するものでございます。

恐れ入りますが、二十四ページを御覧いただきたいと存じます。

第一条関係につきましては、市の条例に委任されました、徴収の猶予、換価の猶予について条例で定めるものであります。

第八条につきましては、徴収の猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法について定めております。

次のページを御覧いただきたいと存じます。

第九条につきましては、徴収の猶予の申請手続等について定めております。

次に、議案書二十七ページを御覧いただきたいと存じます。

第十条につきましては、徴収の猶予の取消しについて定めております。

第十一条につきましては、職権によります換価の猶予の手續等について定めております。

次のページをお願いいたします。

第十二条につきましては、申請によります換価の猶予の申請手續等について定めております。

次に、三十ページを御覧いただきたいと存じます。

第十三条につきましては、担保を徴する必要がある場合について定めております。

第十八条につきましては、本条例を改正するにあたり、改正が必要となったものでございます。

第五十一条につきましては、市民税の減免申請の期日を変更するものでございます。

第五十六条につきましては、独立行政法人の名称が変更されたことによります改正でございます。

第七十一条から第三百三十九条の三につきましては、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税の減免申請の期日を変更するものでございます。

第二条及び第三条関係につきましては、地方税法の改正及び本条例を改正するのに伴い、平成二十六年三月並びに平成二十七年三月に条例改正を行った改正規定を改正するものでございます。

最後に、議案書三十一ページを御覧いただきたいと存じます。

附則第一条につきましては、条例の施行期日を、第二条につきましては、経過措置を定めております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀） 御異議なしと認めます。よつて本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

○議長（窪 佳秀） 次に、日程第八、議第六十二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治） 議第六十二号 半島振興対策実施地域指定等に係る市税の特別措置条例の一部改正について。

○議長（窪 佳秀） 提案理由の説明を求めます。山田理事。

〔理事 山田和宏登壇〕

○理事（山田和宏） ただいま上程いただきました議第六十二号、半島振興対策実施地域指定等に係る市税の特別措置条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案書三十三ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、半島振興法第十七条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令が、改正されましたことに伴い、本条例を改正するものでございます。

三十四ページをお願いいたします。

第一条及び第二条の改正につきましては、半島振興法の特別措置の適応を受ける固定資産の取得金額の合計額が、対象業種及び資本金の額等によって金額が定められ、製造業及び旅館業においては、資本金の額等が一千万円以下の場合、取得金額が五百万円以上、一千万円を超え五千万円以下の場合、取得金額が一千万円以上、五千万円を超える場合は、取得金額が二千万円以上となり、農林水産物等販売業及び情報サービス業等の場合、資本金の額にかかわらず、取得金額が五百万円以上と定めております。

最後に、附則におきまして、施行期日及び経過措置を定めております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（窪 佳秀）先ほどの議第六十一号 五條市税条例等の一部を改正について、本案の採決をいたしたいと思います。（笑声）

これより、先ほどの議第六十一号 五條市税条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（窪 佳秀）次に、日程第九、議第六十三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）議第六十三号 五條市国民健康保険税条例の一部改正について。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明を求めます。稲次すこやか市民部長。

〔すこやか市民部長 稲次裕美登壇〕

○すこやか市民部長（稲次裕美）ただいま上程いただきました議第六十三号、五條市国民健康保険税条例の一部改正につきまして、提案理由の

説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の三十六ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の条例改正の理由といたしましては、国民健康保険財政健全化のため保険税率を改正するものでございます。

主な改正内容につきまして、説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の三十七ページから三十九ページを御覧いただきたいと存じます。

国民健康保険税は、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額の三種類から構成されており、さらにそれぞれが所得割額、資産割額、被保険者均等割額、世帯別平等割額から構成されております。

まず最初に、五條市国民健康保険条例第二条第二項及び第三項につきましては、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の資産割額を、同条第四項におきましては、介護納付金課税額の資産割額及び世帯別平等割額を、それぞれ廃止するよう改めるものでございます。

次に、第三条第一項、第四条、第五条及び第五条の二につきましては、基礎課税額における所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額をそれぞれ改め、資産割額の規定を削るものでございます。

第六条、第六条の二、第七条、第七条の二につきましては、後期高齢者支援金等課税額における所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額をそれぞれ改め、資産割額の規定を削るものでございます。

第八条、第九条、第九条の二及び第九条の三につきましては、介護納付金課税額における所得割額及び被保険者均等割額をそれぞれ改め、資産割額及び世帯別平等割額の規定を削るものでございます。

次に、低所得者に係る軽減額について、第二十一条第一号アからカにつきましては、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の七割軽減の軽減額を改めるものでございます。

第二十一条第二号アからカにつきましては、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の五割軽減の軽減額を改めるものでございます。

第二十一条第三号アからカにつきましては、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の二割軽減の軽減額をそれぞれ改めるものでございます。

第二十四条第二項におきましては、減免申請書の提出期限を納期限までとし、相当の理由がある場合の規定を加えるものでございます。

附則第一項におきましては、施行期日を規定したものでございます。

附則第二項につきましては、適用区分を規定したものでございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「九番」の声あり）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） ずっと前からこの議案書を見させていただいて見ているのですけれども、大変分かりにくい。私も当該委員ではございませんので、質問させていただきまますので、よろしく願いいたします。

将来的に県下で、国民健康保険が統一されようとしております。その時期と、そしてまた統一されようとしておる時期に恐らく上げようとしていると思うのですけれども、上げなければならぬ理由、また県下との上げた場合の比較、五條市はどの辺程度の位置になるのかというのを教えていただけますか。

○議長（窪 佳秀） 稲次すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（稲次裕美） 九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、県下で財政が統一される時期でございますが、平成三十年からと決まっております。

この時期に保険税率の改正を行わなければならない理由なんですけれども、国民健康保険事業につきましては、国や県の負担金や市からの一般会計の繰入金と国民健康保険に加入してくださっている皆様が負担していただく国保税により運営されております。しかしながら市の国民健康保険事業は加入者様の高齢化ですとか医療技術が発達したことなどによりまして、医療費は年々増加しております。被保険者の数は減少しておりますけれども、給付の方は年々増加しております。こういうことから財政状況が大変厳しくなっております、これまで国民健康保険の財政調整基金を取り崩したり、それから一般会計から基準外の繰入金をいただいたり、前年度からの繰越金を財源に当て何とか運営をしていたのですけれども、基金も基金の積立の基準額を下回っておりまして、繰越金も現在はほとんど見込めない状況になっております。ですので、現在の市の財政状況では一般会計からの基準外の繰入金というものにも限界がありますので、平成三十年度の統一に向けて、三十年度に急激に改正することのないように段階的にということで、今回条例の改正案を提案させていただきました。

県内十二市の中の保険税の現在の状況なんですけれども、現行ですと十二市中で十番目の保険税率というふうになっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）市からの繰入金は幾らぐらいなっているのですか。

○議長（窪 佳秀）稲次すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（稲次裕美）一般会計の繰入金でございますが、今年度、平成二十七年は基準外と基準内というのがございます。基準内は法律で認められている部分で、そちらの方が二億八千九百五十七万円予算化されております。基準外で予算化されておりますのが二億九千三百十三万円でございます。合計で予算では五億八千二百七十万円となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）一般財源からたくさんのお金が繰入れされておるということがよく分かったんですけども、この条例の中では上がるのが、実際にはどれぐらい上がるのかというのが分かりにくいです。固定資産割とか均等割も皆削るということでございます。一般的な平均的な家庭において現在支払われております額と、これを施行しようとしている額を比べて、どれぐらい上がるのか教えていただけますか。

○議長（窪 佳秀）稲次すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（稲次裕美）保険税を改正することによって上がる額でございますが、平均で一人当たり九千九百四十二円上がるという試算が出ております。お一人平均が今申し上げた金額でございます。仮に一番シンプルな二十代で独身の方で収入から所得控除額を引いた後の所得額が例えば百万円ある方でしたら、現行が十一万円余りですが、それが十二万九千円程度になりますので、増額としましては年間一万八千円余りの増額になるという試算が出ております。これも資産割とかをなくす加減で、ケースバイケースでかなり細かく分かれてしまうのですけれども、一番シンプルな方でしたら先ほど申し上げた額になります。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）三人家族ぐらいでしたらやっぱり上がる。基準額、支払いの額で教えていただけますか。今教えてもらったのは平均当たり九千九百四十二円というのは年間の支払う額ですんかな。

○議長（窪 佳秀）稲次すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（稲次裕美）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

今一人、現行では平均七万七千五百八円、こちらがお一人からいただいている平均の保険税額になります。それが今の保険税の改正によりまして、二十八年の試算では、改正後がお一人当たり八万七千円で、一人当たり九千九百四十二円の上げ幅になるという試算になっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 三人家族でしたら三万円ほど上がるということですね。分かりました。

この上げるに当たりまして、運営協議会で検討なされたと思うんですけども、その答申を受けてこの結果になったかと思うんですけれども、その答申の内容を教えてくださいませんか。

○議長（窪 佳秀） 稲次すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（稲次裕美） 九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

国民健康保険運営協議会の方に諮らせていただきました。そのときには案を二つ出させていただきました。今回上程させていただきました平成三十年度の統一に向けて段階的に上げていくという案と、もう一点は赤字幅、一般会計からの繰入金、法定外繰入金を全くもらわない、本当に収支を均衡させるというところまでいくにはこのぐらいという案を二つ出させていただきました。そちらの方の二つの低い方の平成三十年度に向かって段階的という方の案が運営協議会の方では一番多い御意見を頂戴いたしました。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 運営協議会の方でそれで決まったということですか。案を二つ出して…。

○議長（窪 佳秀） 稲次すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（稲次裕美） 運営協議会の方ではいろんな意見をいただきました。中には現行のままもう引き上げをしないという案をいただいた方もいらっしゃいます。それと今回上程させていただきました平成三十年度に向かって段階的という案と、それからもう少し急激に収支を均衡させるにはこれぐらいという、その三つで御意見を頂戴いたしました。

あくまでこれは委員会の方の答申ということでございます。決定ということではございませんで、市長に対してそういう答申をいただいた

ということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） その委員さんになられていらっしゃる方なんですけれども、子育て世代で入っておるとか、そういう方の意見というのは反映されていますでしょうか。

○議長（窪 佳秀） 稲次すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（稲次裕美） 九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

委員さんの中には若い方もいらっしゃいまして、その方々からは子育て世代の方々に、これ以上の負担を強いることは無理があるということ、現行のままという御意見も頂戴いたしました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（窪 佳秀） 質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（窪 佳秀） 次に、日程第十、議第六十四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治） 議第六十四号 五條市斎場条例の一部改正について。

○議長（窪 佳秀） 提案理由の説明を求めます。辻産業環境部長。

〔辻産業環境部長 辻 信彦登壇〕

○産業環境部長（辻 信彦） ただいま上程いただきました議第六十四号、五條市斎場条例の一部改正について、提案理由の御説明申し上げます。

本条例の一部改正につきましては、斎場使用に係る使用料金の市内の定義を見直すものであります。

それでは、議案書の四十ページ、四十一ページを御覧いただきたいと思います。

改正内容といたましては、現行条例の別表備考第一項、「〔市内〕とは、死亡者にあつては死亡時に、斎場の使用の許可受けようとする者にあつては、その申請時に本市の住民基本台帳に記録されている場合をいう。」というところを次のように改正するものであります。

一、「市内」とは、次の各号に掲げる区分のいずれかに該当する場合をいう。

(一) 人体の火葬及び施設の使用にあつては、死亡者が死亡時、本市の住民基本台帳に記録されている場合（入院、療養等のため一時的に転出した場合及び就学、勤務等のため市内に家族を置いて一時的に単身転出した場合を含む。）又は、申請者が当該葬儀において現に喪主としての努めを行う者で、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている場合。

(二) 四箇月以上の胎児にあつては、その父又は母が、生体分離肢体にあつてはその肢体を失った者が、小動物にあつてはその飼い主が、申請時に本市住民基本台帳に記録されている場合。

(三) 改葬遺がいにあつては、現に埋葬又は納骨されている墓地等の所在地が本市内である場合に改正するものであります。

附則につきましては、この条例の施行日は、平成二十八年一月一日から施行するものであります。

以上で提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（窪 佳秀）次に、日程第十一、議第六十五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）議第六十五号 五條市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明を求めます。山本危機管理監。

〔危機管理監 山本修二登壇〕

○危機管理監（山本修二） ただいま上程いただきました議第六十五号、五條市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書四十三ページから御覧願います。

内容といたしましては、一元化法の施行により、共済年金が厚生年金に統合され新規裁定される場合は、原則として厚生年金が支給されることに伴い、附則第五条中第一項から第六項までそれぞれにおきまして必要な改正を行うものであります。

附則につきましては、施行期日は公布の日から施行し、平成二十七年十月一日から適用するなど、経過措置を定めております。以上で提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀） 御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（窪 佳秀） 次に、日程第十二、議第六十六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治） 議第六十六号 五條市立中央公民館に係る指定管理者の指定について。

○議長（窪 佳秀） 提案理由の説明を求めます。 近井教育部長。

〔教育部長 近井稔巳登壇〕

○教育部長（近井稔巳） ただいま上程いただきました議第六十六号、五條市立中央公民館に係る指定管理者の指定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の五十ページを御覧いただきたいと思います。

本議案は、去る十月二十二日に開催されました、五條市指定管理者候補選定委員会において選定されました五條市立中央公民館に係る指定管理者の候補者を選定するため、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。まず、一の管理を行わせる公の施設の名称及び位置についてであります。

名称は、五條市立中央公民館、位置は、五條市本町三丁目一番十三号でございます。

次に、二の指定管理者となる団体の名称、代表者及び住所でございますが、名称は、アスカ美装株式会社、代表者は、代表取締役 森脇信之、住所は、奈良県橿原市醍醐町二九六番地の一でございます。

最後に、三の指定の期間ですが、平成二十八年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの三箇年でございます。以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（窪 佳秀） 次に、日程第十三、議第六十七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治） 議第六十七号 五條市立図書館に係る指定管理者の指定について。

○議長（窪 佳秀） 提案理由の説明を求めます。 近井教育部長。

〔教育部長 近井稔巳登壇〕

○教育部長（近井稔巳） ただいま上程いただきました議第六十七号、五條市立図書館に係る指定管理者の指定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書五十一ページを御覧いただきたいと思います。

本議案は、去る十月二十二日に開催されました、五條市指定管理者候補選定委員会において選定されました五條市立図書館に係る指定管理者の候補者を指定するため、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

まず、一の管理を行わせる公の施設の名称及び位置についてであります。

名称は、五條市立図書館、位置は、五條市本町一丁目一番五号でございます。

次に、二の指定管理者となる団体の名称、代表者及び住所でございますが、名称は、株式会社図書館流通センター、代表者は、代表取締役石井 昭、住所は、東京都文京区大塚三丁目一番一号でございます。

最後に、三の指定期間ですが、平成二十八年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの三箇年でございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十番」の声あり）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 指定管理の公募、何者ほどございましたか。

○議長（窪 佳秀） 近井教育部長。

○教育部長（近井稔巳） 十番吉田議員の御質問にお答えさせていただきます。

申請は一者でございました。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十番吉田雅範議員。

○十番(吉田雅範)出される以上、得点は総合評価で良かっただろうと思いますがそれでも、その辺については何か不備な点はありませんね。一者でもOKという、評価点というか、それは良かったんですね。

○議長(窪 佳秀) 近井教育部長。

○教育部長(近井稔巳) 十番吉田議員の御質問にお答えさせていただきます。

評価点に関しては、一者ということで、七十点以上をクリアしております。

以上で答弁とさせていただきます。(「十番」の声あり)

○議長(窪 佳秀) 十番吉田雅範議員。

○十番(吉田雅範)平成二十六年度の事業計画等で水準に満たしていないというようなことが書かれておるのですけれども、今回言うか、二十七年では水準に満たしていると、まだ結果は出ていないと思うのですけれども、だから満たせるであろうということで、業務水準が今回の指定管理に上がってきたということでしょうか。

○議長(窪 佳秀) 近井教育部長。

○教育部長(近井稔巳) 十番吉田議員の御質問にお答えさせていただきます。

水準については、その辺り審査会の中では協議はなされていなかったのですけれども、図書館流通センターの総合点については非常に高い点を出していただいたということで、選定委員会の委員長からも推薦ということでした。そういう結果でございました。

以上、答弁とさせていただきます。(「十番」の声あり)

○議長(窪 佳秀) 十番吉田雅範議員。

○十番(吉田雅範)私が見せていただいております決算書というのは平成二十六年度しか出ていませんので、事業計画等の水準が満たしていないということが載っていますので、今年度については満たせたので二十八年度からの指定管理に上げていったのだと思いますけれども、これももし二十七年の総合評価基準の中で、満たせるように指導していただきたいと思っています。よろしいですか、……理解してくれへんかなあ。

(「はい。」との声あり) 判定基準というのがありますので、そこで事業計画等の水準を満たしていないということが載っておりますので、二十六年。二十七年はまだ出ていないと思いますけれども、改善はなされておるのですね。だから二十八年度の指定管理が総合評価の方で点数が七十点以上になったということですね。そういうふうな認識でよろしいですか。

○議長（窪 佳秀） 近井教育部長。

○教育部長（近井稔巳） 吉田議員の御質問にお答えさせていただきます。

吉田議員が今言っていたのは、資料請求の中を見て言っていたと思うのです。何ページか教えていただければ有り難いのですけれども。申し訳ないです。何枚目ということでも結構です。（「八枚目です。」の声あり）

……失礼いたしました。今見ていただいているのは、総合評価基準の判定基準としてA B C Dという判定基準があることです。判定基準については、全て教育委員会としては、各評価項目はAとして判定しております。満たしているということで捉えています。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 満たしていると私も判断するよつてに、O K打ち出した指定管理を挙げてきたのだと思いますけれども、その点不備なところがあつたら十分に基準を上げていただきたいと思います。

そしてお願いですけれども、この前も図書館の入り口のところを見ておつたら、タイルとかコンクリートが剥がれて段差になっております。けつまずくと言つたらいいのか、気を付けなければならない部分がありますので、あれは幾らも掛からないと思いますので、直していただきたいと思いますので、お願いいたします。

○議長（窪 佳秀） 質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（窪 佳秀） 次に、日程第十四、議第六十八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治） 議第六十八号 五條市賀名生の里歴史民俗資料館に係る指定管理者の指定について。

○議長（窪 佳秀） 提案理由の説明を求めます。近井教育部長。

〔教育部長 近井稔巳登壇〕

○教育部長（近井稔巳） ただいま上程いただきました議第六十八号、五條市賀名生の里歴史民俗資料館に係る指定管理者の指定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、五十二ページを御覧いただきたいと思います。

本議案は、去る十月二十七日に開催されました、五條市指定管理者候補選定委員会において選定されました五條市賀名生の里歴史民俗資料館に係る指定管理者の候補者を指定するため、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。まず、一の管理を行わせる公の施設の名称及び位置についてであります。

名称は、五條市賀名生の里歴史民俗資料館、位置は、五條市西吉野町賀名生五番地でございます。

次に、二の指定管理者となる団体の名称、代表者及び住所でございますが、名称は、和田自治会、代表者は、自治会長 堀 誠男、住所は、五條市西吉野町和田二九八番地の一でございます。

最後に、三の指定の期間ですが、平成二十八年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの三箇年でございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十番」の声あり） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 先ほどもお聞きしたんですけれども、平成二十六年度の分なんですけれども、来館者のアンケートの中で、「展示資料が少ない」また「展示に工夫がほしい」、「西吉野の歴史に関する冊子等を販売してほしい」というアンケートの結果があつたんですけれども、それについてどういうふうに指導というか、なされておりますか。またそういう西吉野に対する歴史の冊子等を作成する予定はありますか。

○議長（窪 佳秀） 近井教育部長。

○教育部長（近井稔巳） 十番吉田議員の御質問にお答えいたします。

西吉野地域の歴史を紹介したパンフレット及び資料の作成については、学校教育でのふるさと学習を現在行っております。それから地域のふるさとを後世に伝える、また知ってもらうといった社会教育、あるいは観光の振興の観点から市としてほかの部局との連携を取りながら今後作成に取り組んでまいりたいと思うっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） まず最初に、確認のためお伺いしたいのですけれども、指定管理者となる団体の名称、和田自治会さんとなっている、この指定管理は単位自治会への受注は法的には問題なしですか。

○議長（窪 佳秀） 近井教育部長。

○教育部長（近井稔巳） 三番牧野議員の御質問にお答えさせていただきます。

この西吉野の賀名生の里については、条件付きの公募という形にさせていただきました。その条件付きの中で、地域文化の振興に貢献することが目的で、資料館の特色を鑑み、地域の歴史に精通した団体が運営することがより良い方法ということで、位置付けさせていただいております。

その中で、五條市西吉野町に事務所を置く法人等ということで条件を上げさせていただいている中で、法人等ということで、西吉野の自治会を要件に定めたということで認めておるところでございます。

また、その法人というのは、法的に認められた地縁団体であって、和田自治会は地縁団体として位置付けられております。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） そうしたら法的には認められた団体と契約されている、法的に認められたと判断されていますけれども、自治会という組織、それは地縁団体という解釈なので法的には認めると、間違いないですね。次、移りますね。（和田財政課長挙手） 聞いてないで、そっちには俺はこっちに聞いておる。

その法的な部分に関しては良いということで解釈しておきますね。

この今言っているこの施設のある場所なんですけれども、先頃からずっと言わせてもらっている借地料の対象の施設になっていると思うんです。その中でこの和田自治会さんが指定管理を受注されておる、逆にこの土地をお借りしている相手先、これは和田自治会さんとは全く関連性のない地権者の方からお借りされておるということですか。

○議長（窪 佳秀） 近井教育部長。

○教育部長（近井稔巳） 三番牧野議員の御質問にお答えさせていただきます。

地権者の方は田園に住まれている方で、和田自治会とは関係のない人ということで認識しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） その辺は問題ないですね。

もう一つ、この借地料に関して、この場所の借地料に関しては他の多くの借地とは条件面でかなり格差があったと思うんです。その辺もクリアした上で、こういう指定管理の発注というのはしていただけたかなと、先ほどの一般質問の中にもあったように、全庁一丸となって取り組んでいただきたいと、ただこれを三年契約してしまったら、なかなか難しいだろうと思うので、次の契約更新時には是非そういうタイミングで借地料の交渉もしていただいた上で、少しでも低廉な金額でお借りして、そしてまた指定管理料にもそういうふうに反映できるような形をとれば指定管理者の方も少しでも効率よく受注していただけるかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（窪 佳秀） 質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（窪 佳秀） 次に、日程第十五、議第六十九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治） 議第六十九号 五條市大塔郷土館に係る指定管理者の指定について。

○議長（窪 佳秀） 提案理由の説明を求めます。近井教育部長。

〔教育部長 近井稔巳登壇〕

○教育部長（近井稔巳） ただいま上程いただきました議第六十九号、五條市大塔郷土館に係る指定管理者の指定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の五十三ページを御覧いただきたいと思います。

本議案は、去る十月二十七日に開催されました、五條市指定管理者候補選定委員会において選定されました五條市大塔郷土館に係る指定管

理者の候補者を指定するため、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、議会の議決を求めるものとございます。

まず、一の管理を行わせる公の施設の名称及び位置についてであります。

名称は、五條市大塔郷土館、位置は、五條市大塔町阪本二八三番地の一でございます。

次に、二の指定管理者となる団体の名称、代表者及び住所でございますが、名称は、一般財団法人大塔ふる里センター、代表者は、理事長 榎内成吉、住所は、五條市大塔町宇井九四番地でございます。

最後に、三の指定の期間ですが、平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの五箇年でございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（窪 佳秀）次に、日程第十六、議第七十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）議第七十号 五條市立福祉センターに係る指定管理者の指定について。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明を求めます。河村あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 河村康友登壇〕

○あんしん福祉部長（河村康友）ただいま上程いただきました議第七十号、五條市立福祉センターに係る指定管理者の指定について、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書五十四ページを御覧いただきたいと存じます。

五條市立福祉センターに係る指定管理者の指定につきましては、去る十月二十三日に開催されました市の指定管理者選定委員会において選

定されました五條市立福祉センターの指定管理者の候補者を地方自治法の規定に従いまして、指定管理者として指定するに当たり、議会の議決を求めるものとございます。

まず、一の管理を行わせる公の施設の名称及び位置につきましては、名称は、五條市立福祉センターで、位置は、五條市新町三丁目三番二号でございます。

次に、二の指定管理者となる団体の名称、代表者及び住所につきましては、名称は、社会福祉法人 五條市社会福祉協議会、代表者は、会長 北山茂文氏でございます。

住所は、五條市新町三丁目三番二号でございます。

次に、三の指定の期間につきましては、平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの五年間でございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（窪 佳秀）次に、日程第十七、議第七十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）議第七十一号 五條市立老人憩の家に係る指定管理者の指定について。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明を求めます。河村あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 河村康友登壇〕

○あんしん福祉部長（河村康友）ただいま上程いただきました議第七十一号、五條市立老人憩の家に係る指定管理者の指定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書五十五ページを御覧いただきたいと思います。

本議案につきましては、五條市立老人憩の家の指定管理期間が、平成二十八年三月三十一日で満了になるため、新たに指定管理者の指定をしたいので、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

次期指定管理者につきましては、去る八月十日から八月二十八日の期間に募集を行いました。

その結果、二団体から応募申請があり、十月二十六日に五條市指定管理者候補選定委員会におきまして、五條市立老人憩の家指定管理者の候補者を選定いただきましたので、次の候補者を指定管理者として指定していただきたくお願いをいたします。

まず、一、管理を行わせる公の施設の名称は、五條市立老人憩の家、位置は、五條市霊安寺町二二〇五番地であります。

次に、二、指定管理者となる団体の名称は、特定非営利活動法人 大和社中、代表者は、山本陽一、住所は、五條市五條三丁目一番二三号でございます。

次に、三、指定の期間は、平成二十八年四月一日から平成三十一年三月三十一日までであります。

以上で議第七十一号の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十一番」の声あり）十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博）別段、問題はないんですが、大塔郷土館が五年、福祉センターが五年、老人憩の家が三年、これの違いを、ほか皆を見たら三年とか五年とがありますけれども、この違いは何ですか。

○議長（窪 佳秀）和田財政課長。

○財政課長（和田剛明）ただいまの益田議員の御質問にお答え申し上げます。

この指定管理の指定期間につきましては、一応三年を標準というように決めてございます。ところがその施設によりまして、三年以上、あるいは三年以下というのが適当というふうにする場合は、それも可というふうに一応規定では定めてございます。というようなことで、三年にするのか、あるいは特別の事情をもって五年、あるいは三年以下にするのかということにつきましては、それぞれの所管課で決定をすると、そしてその決定をもって行革本部会議に諮って、最終の決定をするというような手続になってございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博）基本は三年ということで始まっていますわな、指定管理は。特別の事情で二年にとか、所管でいうけれども、河村部長が説明したところは同じ所管と違いますか。福祉センターが五年、老人憩の家が三年、同じ所管ですんやろ。三年と五年とはどう違うんですか。

○議長（窪 佳秀） 河村あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（河村康友） 十一番益田議員の御質問にお答え申し上げます。

憩の家に関しては、一応ずっと三年の期間で更新をさせていただいております。福祉センターにつきましては、「市の福祉の拠点として長期的に安定したサービスを求められる施設である。また災害発生にも備え、機能強化が課題である施設でもあり、今後独自の運営方法の検討や災害時に担う機能について市と共同して検討を行うことが必要である。そのため過去の運営のノウハウを活用しながら長期的視点で運営方針の検討改革ができるようにするため、指定管理期間を延長した。」と、その理由でもって先ほど財政課長がお話しさせていただきましたように、行革の本部会議で協議をいただきまして御承認をいただきましたので、この福祉センターにつきましては五年ということにいたしております。

以上でございます。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） 今益田議員の質問の中で、先ほどから指定管理幾つかのところにまたがって質問されて、今財政課長の方からの答弁に対してちよっとだけ確認させてください。

先ほど賀名生の資料館のことで土地の借上料、これについての交渉に関しては先般の一般質問でもお願いもし、これから取り組んでいただくという答弁をいただいたところであります。ところがさっき三年やったら三年くりでしなければ、そしたら三年後しかその話できませんねという話と思ったんですけれども、特別な理由があるのであれば、三年が二年でも一年でもいいということですよ、五年でもいいということですよ、これ今ずっとね、去年から取り組んでもらっている五條市として取り組むべき案件やといって取り組んでおることが特別な事情でないという御判断ですか、それやったら。答弁いただけますか。

○議長（窪 佳秀） 和田財政課長。

○財政課長（和田剛明） ただいまの牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

決して特別な事情、借地料の事柄が決して特別な事情ではないというふうには考えてございませんけれども、今回の三年、それから五年の指定期間について、その指定期間を決定するために借地料の事柄が勘案されていたかということになってまいりますと、それはその所管課を担当する課のあくまでも判断でございますけれども、必ずしも今回の三年から五年の指定期間の決定の中で、借地料の問題というのが反映されていたというふうな考えは私は持つてございません。しかしそれが決してそういう理由に反映しなくても良いかということになりますと、また別の議論になってくると考えますけれども、このたびの更新の期間の判断基準にはなっていないように考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。（三番）の声あり）

○議長（窪 佳秀）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）これ以上しつこく言いませんけれども、去年からこれずっと土地の借上料の不公平を是正するという目的で取り組んでもらっていると思うのです。これに関しては、市長始め副市長も市長公室長も理事も皆そういう取組をするという前向きな姿勢でおっしゃっていただいているということは理事者各位皆十分御承知のはずなんです。それに基づいて今の取組というのはちよつと、関係所管で判断されているということなんですけれども、再度そういう観点をもう少し認識を深めていただいて、今後の取組、やっぱり地権者の方に対する借地料の不公平を是正するためには、是非認識を改めていただけたらと思いますので、よろしく願ひいたします。

○議長（窪 佳秀）質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（窪 佳秀）次に、日程第十八、議第七十二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）議第七十二号 五條市市民会館に係る指定管理者の指定について。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明を求めます。山田理事。

〔理事 山田和宏登壇〕

○理事（山田和宏）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第七十二号、五條市市民会館に係る指定管理者の指定につきまして、提案理由を説明申し上げます。恐れ入りますが、議案書の五十六ページをお願いいたします。

本案は、去る十月二十日に開催されました五條市指定管理者候補選定委員会におきまして選定されました五條市市民会館に係る指定管理者の候補者を指定管理者として指定するため、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、議会の議決を求めるものとでございます。

まず、一の管理を行わせる公の施設の名称及び位置でございますが、名称は、五條市市民会館でございます。位置は、五條市本町三丁目一番十三号でございます。

続きまして、二の指定管理者となる団体の名称、代表者及び住所でございますが、名称は、桜井誠文堂でございます。代表者は、櫻井晃二氏でございます。

また、住所は、五條市五條一丁目六番十七号でございます。

最後に、三の指定の期間でございますが、平成二十八年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの三箇年でございます。以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（窪 佳秀）次に、日程第十九、議第七十三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）議第七十三号 五條市立西吉野コミュニティセンターに係る指定管理者の指定について。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明を求めます。山本西吉野支所長。

〔西吉野支所長 山本利恵子登壇〕

○西吉野支所長（山本利恵子）ただいま上程いただきました議第七十三号、五條市立西吉野コミュニティセンターに係る指定管理者の指定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書五十七ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、去る十月二十日に開催されました、五條市指定管理者候補選定委員会において選定されました五條市立西吉野コミュニティセンターに係る指定管理者の候補者を指定管理者として指定するため、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

まず、一の管理を行わせる公の施設の名称及び位置でございますが、名称は、五條市立西吉野コミュニティセンター、位置は、五條市西吉野町八ッ川四五一番地でございます。

次に、二の指定管理者となる団体の名称、代表者及び住所でございますが、名称は、アスカ美装株式会社、代表者は、代表取締役 森脇信之、また住所は、奈良県橿原市醍醐町二九六番地の一でございます。

最後に、三の指定の期間でございますが、平成二十八年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの三箇年でございます。

以上で議第七十三号の提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十番」の声あり）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）これ何者、指定管理の応募がありましたか。

○議長（窪 佳秀）山本西吉野支所長。

○西吉野支所長（山本利恵子）十番吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

三者ございました。

以上でございます。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）それで一番評価点良かったと思いますが、以前、今年でしたかな、平成二十七年の折に文化祭をしたときに支所長はまだおられなかったと思いますけれども、障害者のトイレが一階に一個しかなくて混雑したんですわ。それで降洋式のトイレにしていたら障害者トイレという別枠にしないでも洋式にしたら使えるというように障害者施設の意見だったので、トイレの改修の方をお

願いしてあったのですけれども、今進捗状況というか、分かりますか。

○議長（窪 佳秀） 山本西吉野支所長。

○西吉野支所長（山本利恵子） 吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

そのお話は伺っております。来年度検討していきたいと思っておりますが、外に仮設のトイレを置いているということを聞いておりますので、そちらでしばらくは対応をしていただけるかなと思っております。

以上です。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 支所長がおっしゃられておるのは、外のゲートボールなどのお年寄りを使う部分だと思います。来年二十八年二月にまた文化祭があります。それまでには間に合うというようなことをちよつと聞かせていただいておりますので、今工事をやっているみたいです。（笑声）いつくらいに終了するのかなと思って、その辺だけお聞きしたかったので。また教えてください。お願いします。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） 先ほど答弁の中で、応募された団体さんが三者あるということだったんですが、指定管理となった業者さんはここに記載されておるんですが、それ以外の二者、固有名詞に支障があるのであれば、その団体が所在している住所、それと指定管理を受けられた業者との点数差、この二点を教えていただけますか。

○議長（窪 佳秀） 山本西吉野支所長。

○西吉野支所長（山本利恵子） 牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

住所の方は把握しておりませんが、アスカ美装株式会社とふるさと振興組合、NARRA達者倶楽部となっております。点数に関しましては、もう少しお待ちください。（間）議長。

○議長（窪 佳秀） 山本西吉野支所長。

○西吉野支所長（山本利恵子） 牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

アスカ美装株式会社が八十二点、ふるさと振興組合が七十五点、NARRA達者倶楽部が六十七点となっております。

以上です。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） 所在地に関しては、課長は。それをフォローできる人間おれへんの。（「課長おれへんのかよ。」と議場に声あり）（笑声）

○議長（窪 佳秀） 和田財政課長。

○財政課長（和田剛明） 三番牧野議員の御質問につきまして、ただいま山本支所長が御答弁申し上げましたが、その補足を申し上げさせてもらいます。

まず、西吉野コミュニティセンターのこのたびの候補者となった団体でございます。議案に上程させていただいておりますけれども、アスカ美装株式会社 代表取締役 森脇信之、本社が橿原市醍醐町二九六番地の一でございます。そして、次点となりました団体でございます。特定非営利活動法人 ふるさと振興組合 理事長 西川義宣、五條市中町一三三でございます。それから、もう一者でございます。これは、特定非営利活動法人 NARA 達者倶楽部 代表者が榮林末次、所在地が五條市今井四丁目三番一六号 五榮ビル一階となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） 今ね、所在地まで追究させていただいたかという点、恐らくですけども、この間、他の議員が一般質問において既存の受注業者と新規参入業者に対して、選考基準の中で、十五点という加点がなくなりましたと。今回から5点。これ正に、先般の議員さんが言っておった2番の七十五点、七十点超えて5点もらって七十五点、これ、前回の基準やったらね、逆に八十五点上回っているのと違いますか。それは何かの理由があって十五点を五点に引き下げたのであろうと思うんですよ。ただ私も先般から言っているように、今受注されたアスカ美装さんですか、ここがいいとか悪いとかいう話ではなくて、今聞かせていただいたら、二番札、三番札、皆五條市の団体さんですやんか。これも九月からずっと言わせてもらっている、五條市内の業者の育成、また市内にお住まいの人に対して働く意欲をという、そういう行政サイドの配慮をお願いしますということも言っておったと思うんですよ。そやさかいイカサマして、点数上げれとか言っているのと違いますやで。ただそういう配慮の下にこういう市内の方が意欲的に取り組もうと、それを受けてあげようと言っていただけの方がおるんやったら、わざわざ市外の方にお願ひしなくても、市内の方にお任せすべき違うんかなと、そういう配慮も必要ではないかということを先般から申

し上げているつもりなんです。また今後においては、そういうことも配慮した上でいろんな団体の選定とか業者の選定等々に取り組んでいただけますように、よろしくお願いいたします。

○議長（窪 佳秀）質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（窪 佳秀）本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

次に、日程二十、議第七十四号から議第七十七号までを一括して議題といたします。
事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）議第七十四号、五條市大塔総合案内センターに係る指定管理者の指定について。

議第七十五号、五條市大塔山村体験実習センターに係る指定管理者の指定について。

議第七十六号、五條市大塔水車施設に係る指定管理者の指定について。

議第七十七号、五條市大塔ふれあい交流館に係る指定管理者の指定について。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明を求めます。辻産業環境部長。

〔産業環境部長 辻 信彦登壇〕

○産業環境部長（辻 信彦）ただいま上程をいただきました議第七十四号、五條市大塔総合案内センターに係る指定管理者の指定について、議第七十五号、五條市大塔山村体験実習センターに係る指定管理者の指定について、議第七十六号、五條市大塔水車施設に係る指定管理者の指定について、議第七十七号、五條市大塔ふれあい交流館に係る指定管理者の指定について、一括して提案理由の説明を申し上げます。

議案書の五十八ページから六十一ページまでを御覧いただきたいと思います。

本議案につきましては、去る十月二十七日に開催されました五條市指定管理者候補選定委員会において選定されました五條市大塔地域公の施設の指定管理者候補者を、地方自治法の規定に従いまして、指定管理者として指定するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

まず、一の管理を行わせる公の施設の名称及び位置につきまして、議第七十四号は、名称、五條市大塔総合案内センターでございます。

位置は、五條市大塔町阪本二二五番地の六。

議第七十五号は、名称、五條市大塔山村体験実習センターでございます。

位置は、五條市大塔町阪本二八三番地の十二。

議第七十六号は、名称、五條市大塔水車施設でございます。

位置は、五條市大塔町辻堂三七番地の一。

議第七十七号は、名称、五條市大塔ふれあい交流館でございます。

位置につきましては、五條市大塔町宇井九四番地でございます。

以上、五條市大塔地域公の施設、四施設でございます。

次に、二の指定管理者となる団体の名称、代表者及び住所につきましては、五條市大塔地域公の施設、四施設とも名称は、一般財団法人大塔ふる里センターでございます。

代表者は、理事長 樫内成吉氏でございます。

住所は、奈良県五條市大塔町宇井九四番地でございます。

次に、三の指定の期間につきましても、五條市大塔地域公の施設、四施設とも、平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの五年間でございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「九番」の声あり）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）ふれあい交流館でございますけれども、ずっと他の施設、水車が一度変わったくらいだと思うのですけれども、指定管理がずっと大塔ふる里センターになっておると思うのですけれども、このふる里センターしかずっといけないという理由は何かございましたか。
な。（問）

○議長（窪 佳秀）辻産業環境部長。

○産業環境部長（辻 信彦）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

本団体につきましては、五條市の自然資源の有効活用に当たる観光事業並びに交流事業を貴重とした地域振興事業の促進を図るとともに、公の施設の効率的な管理運営を行い、地域の活性化と住民福祉の向上に寄与することを目的として旧の大塔村時代より上記の施設運営に関わるために設立をされてまいりました。そういうような意味で、今回の部分につきましても、当時の財団の方にお任せするのが妥当だという判断をいたしました。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 私も幾度となくふる里センターのことでいろんな御意見を言わせていただいておりますけれども、なかなか営業努力というのがやっておりますよということがなかなか改善されないことが多いと思うんですよ。その辺も一度テーブルに挙げていただいたのかどうかということも疑問に思うところでございますし、合併十年たつてずっとそのことがいいのか悪いのかというのを協議されたのでしょうか。されているのかされていないかちよつと教えていただけますか。

○議長（窪 佳秀） 和田財政課長。

○財政課長（和田剛明） 九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

行革の本部会議で最終的にふる里財団への非公募ということを決めたわけでございます。その過程の中で果たして今のままでいいのかどうか、例えば分割で部分的に公募に回してはどうかというような議論もいたしました。関係所管課を集めて四、五回の会議を持ったように記憶してございます。その中で出てきた結論は、結局最終的には指定管理料というお金の問題になってしまうのですけれども、例えば分離して夢乃湯を分けた場合に指定管理はどうなのか、今の財団の雇用を継続するということを前提にするならば、人件費として一千万円強の値上がりをするのではないかという結論に至りまして、結局そういった議論がありながら今までの形でございますふる里財団への非公募というような決定をしたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 大塔の施設の全体の流れの中で、一つの財団に任した方がいいだろうということで指定管理をお願いしたということでしょうね。やはりそういったところから改革もできてないでしょうし、これから取り組むべき課題というのがきちつと明確にされている方向に進

んでいくのであればそれでいいと思うのですけれども、しっかりと営業努力をしていただきまして、空いた部屋がないような形の運営をお願いしておきたい。前回も九月頃でしたかな、夏時分に一度視察に行かせていただいたのですけれども、その中でもやはり空いておる部屋がございました。また会社の一部の部屋を貸しておたりもしておりましたけれども、しっかりとその辺の営業もやっていたらいい、より良い効率的な、また地域ではなくてはならない交流館だと思うのです。しかし、そうしたところでいつまでたっても食事のメニューが変わらないとかいう、いろんなことが指定管理の長年にわたっての、一回決めますと五年間という長期にわたっての指定管理になっていくということなのです、もう合併してちょうど十年になります。また十五年目のときにしっかりと協議をしていただいて変えていくべきものであるのかどうかというのにも検証していただきたいと思いますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀）質疑を終わります。

本四議案は厚生建設常任委員会に付託をいたします。

○議長（窪 佳秀）次に、日程第二十一、議第七十八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）議第七十八号 五條市阿田峯公園に係る指定管理者の指定について。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明を求めます。田中都市整備部長。

〔都市整備部長 田中稔泰登壇〕

○都市整備部長（田中稔泰）ただいま上程いただきました議第七十八号、五條市阿田峯公園に係る指定管理者の指定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書六十二ページを御覧願います。

本議案につきましては、平成二十五年四月一日から指定管理を行っております五條市阿田峯公園が平成二十八年三月三十一日をもって期間を終了するに当たり、新しい指定管理者の指定を行うため、去る十月二十七日に開催されました五條市指定管理者候補選定委員会におきまして選定されました五條市阿田峯公園の指定管理者候補を地方自治法の規定に従いまして指定管理者として指定するに当たり、議会の議決を求

めるものがございます。

一つ目の管理を行わせる公の施設の名称及び位置につきましては、名称は、五條市阿田峯公園、位置は、五條市三在町一六八〇番地でございます。

二つ目の指定管理者となる団体の名称、代表者及び住所につきましては、名称は、まちづくり改革推進&RealStyleグループ、代表者は、代表者 多田宗豊氏でございます。住所は、五條市釜窪町一〇一四番地の一でございます。

三つ目の指定の期間につきましては、平成二十八年四月一日から平成三十一年三月三十一日でございます。

以上で議第七十八号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（窪 佳秀）次に、日程第二十二、議第七十九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）議第七十九号 南和広域医療組合規約の一部改正について。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明を求めます。稲次すこやか市民部長。

〔すこやか市民部長 稲次裕美登壇〕

○すこやか市民部長（稲次裕美）ただいま上程いただきました議第七十九号、南和広域医療組合規約の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の六十三ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の規約改正の理由につきましては、新病院を健全に運営するための体制を強化するとともに、経営に対する責任体制を明確にすること

を目的として、平成二十八年度から組合の病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用するため、本規約の一部を改正することについて地方自治法第二百八十六条第一項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第二百九十条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

主な改正内容につきまして、説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の六十四ページから六十六ページを御覧いただきたいと存じます。

まず、規約の題名におきましては、「南和広域医療組合規約」を「南和広域医療企業団規約」に改めるものでございます。

第一条から第四条までにおきましては、「組合」を「企業団」に、「南和広域医療組合」を「南和広域医療企業団」に改めるよう文言の整理を行うものでございます。

第四条の二におきましては、企業団が経営する病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することについて定めております。

第五条におきましては、「組合」を「企業団」に、事務所の位置を「五條市本町三丁目一番十三号」から「吉野郡大淀町大字福神八番一」に改めるものでございます。

第六条から第八条におきましては、「組合」を「企業団」に、「組合議会」を「企業団議会」に、「組合議員」を「企業団議員」に、それぞれ改めるよう文言の整理を行うものでございます。

第九条におきましては、管理者及び副管理者に関する規定を企業長及び副企業長に関する規定に改めるもので、企業団に企業長を置くこととし、企業長は運営会議の承認を得て副企業長を任命することができること、企業長及び副企業長の任期は四年とすることについて定めております。

第十条におきましては、会計管理者に関する規定を削除することとしております。

第十一条におきましては、組合職員に関する規定を企業団職員に関する規定に改め、その定数は条例で定めることとしております。

第十二条におきましては、「組合」を「企業団」に、「管理者」を「企業長」に、「組合議会」を「企業団議会」にそれぞれ改めるよう文言の整理を行うとともに、監査委員は病院事業の経営管理に関し識見を有する者のうちから選任することと定めております。

第十二条の二におきましては、経営方針や重要な運営事項を協議するため、企業団に、関係地方公共団体の長を委員とする運営会議を設置することと定めております。

第十三条におきましては、「組合」を「企業団」に改めるとともに、事業により生じた利益余剰金の処分又は欠損金の処理については関係地方公共団体と協議して定めることとしております。

第十四条におきましては、文言の整理を行うものでございます。

附則第一項におきましては、規約の施行期日について定めております。

附則第二項におきましては、本規約施行の際の議員及び監査委員に係る経過措置と副企業長の任命に係る経過措置について定めております。以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託をいたします。

○議長（窪 佳秀）次に、日程第二十三、議第八十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）議第八十一号 平成二十七年五條市一般会計補正予算（第四号）議定について。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明を求めます。山田理事。

〔理事 山田和宏登壇〕

○理事（山田和宏）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第八十一号、平成二十七年五條市一般会計補正予算（第四号）議定につきまして、提案理由を説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の平成二十七年五條市一般会計補正予算書（第四号）のページより御覧いただきたいと存じます。
このたびの補正でございますが、歳入歳出予算及び債務負担行為並びに地方債の補正でございます。歳入歳出予算につきましては、三千

七百八十万八千円を追加するものでございます。これに伴う予算総額は、歳入歳出ともに二百二億九千六百六十六万三千円となるところでございます。

続きまして、歳出予算の補正について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、九ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、二款総務費、一項総務管理費、七目企画費の四百二十万三千円でございますが、地域公共交通関係経費の追加でございます。平成二十八年四月一日の南奈良総合医療センター開院に併せまして、コミュニティバス五條コースの再編準備を行うため、所要の経費を計上いたしております。

なお、十一節需用費においては、新路線運行周知用パンフレットの印刷経費として五十九万四千円を、また、十二節役務費においては、停留所新設及び更新等の経費として百九十三万九千円を、さらに十三節委託料においては、コミュニティバス改造業務委託料として百六十七万円をそれぞれ計上いたしております。

次に、同款四項選挙費、一目選挙管理委員会費、十三節委託料の九十一万三千円でございますが、選挙人名簿調製システム改修業務委託料を予算化するものでございます。公職選挙法の一部改正に伴い、選挙権年齢が引き下げられるため、選挙人名簿調製システムの改修が必要となったことから、所要の経費を計上いたしております。

なお、当該経費のうち、四十五万六千円を県支出金として見込んでおります。

次に、三款民生費、一項社会福祉費、二目障害福祉費、十九節負担金補助及び交付金の百万円でございます。障害者福祉施設開設準備経費助成事業補助金を予算化するものでございます。平成二十八年度に社会福祉法人あすなろ福祉会が開設する障害児放課後等デイサービス事業所に必要となる備品等の購入に対しまして、市補助金交付要綱の規定に基づき補助を行うため、所要の経費を計上いたしております。

恐れ入ります、十ページを御覧いただきたいと存じます。

次に、同款二項児童福祉費、六目児童福祉施設費の二千六百六十六万五千円でございますが、児童委託運営費の追加でございます。子ども・子育て支援新制度への移行に伴い、保育に要する費用の見直しが実施されたことにより、私立保育所への児童委託運営費の現計予算額に不足が見込まれるため、所要の経費を計上しております。

なお、十九節負担金補助及び交付金においては、延長保育促進事業補助金の一部が扶助費に計上しております児童委託運営費に移行す

ることとなったため、五百七十二万四千円の減額となっております。

また、二十節扶助費につきましては、保育価格の見直しに伴い、ちびん保育園を始め、市内、市外の保育所八園に対する児童委託運営費追加分として、二千七百三十八万九千円を計上いたしております。

次に、五款農林業費、一項農業費、三目農業振興費、十九節負担金補助及び交付金の五百九十四万一千円でございますが、中山間地域等直接支払事業補助金並びに農地集積協力金交付事業補助金の追加でございます。中山間地域等直接支払事業補助金につきましては、第四期の申請結果による増加に伴い、また、農地集積協力金交付事業補助金につきましては、山陰地区等において農地の集積が当初の予定以上に進んだこと等による増加に伴いまして、それぞれの現計予算額に不足が見込まれるため、所要の経費を計上いたしております。

なお、当該経費のうち、五百四十四万六千円を県支出金として見込んでおります。

次に、九款教育費、四項中学校費、一目学校管理費、十二節役務費の五万円並びに十五節工事請負費の四百三万六千円でございますが、中学校防犯カメラ設置工事費等の追加でございます。学校施設における犯罪等の防止を図るため、市内四中学校へ防犯カメラを設置するため、所要の経費を計上いたしております。

なお、当該経費のうち、四百万円を地方債として見込んでおります。

歳出は以上でございます。

続きまして、債務負担行為の補正について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、十一ページを御覧いただきたいと思っております。

まず、コミュニティバス（五條コース）運行業務委託でございますが、平成二十八年四月一日開院予定の南奈良総合医療センターへの新系統運行業務委託の契約その他関係手続を本年度内に行うため、債務負担行為を設定するものでございます。限度額を一千九百万円、また期間を平成二十七年から二十八年度といたしております。

なお、当該限度額の全額を地方債として見込んでおります。

次に、障害者福祉システム改修業務委託でございますが、平成二十八年年度より精神障害者医療費助成の対象を二級まで拡大する措置に対応した電算システム改修業務委託の契約、その他関係手続を本年度内に行うため、債務負担行為を設定するものでございます。限度額を一千五百万円、また期間を平成二十七年から二十八年度といたしております。

債務負担行為は以上でございます。

続きまして、歳入予算の補正について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、六ページをお願いいたします。

歳入予算につきましては、十四款国庫支出金において二百八十六万一千円、十五款県支出金において三百五十一万七千円、十九款繰越金において一千四百五十二万九千円、二十一款市債において一千六百九十万一千円をそれぞれ追加いたしまして、歳出との均衡を図った次第でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（窪 佳秀）次に、日程第二十四、議第八十二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）議第八十二号、平成二十七年五條市下水道事業特別会計補正予算（第二号）議定について。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明を求めます。田中都市整備部長。

〔都市整備部長 田中稔泰登壇〕

○都市整備部長（田中稔泰）ただいま上程いただきました議第八十二号、平成二十七年五條市下水道事業特別会計補正予算（第二号）議定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の下水道事業特別会計補正予算書の一ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ一千二百万円を追加し、総額をそれぞれ十一億五千七百三十万円とする歳入歳出予算の補正でございます。

ます。

内容につきまして、まず歳出から御説明申し上げます。

恐れ入りますが、四ページから五ページの歳入歳出補正予算事項別明細書を御覧いただきたいと存じます。

一款下水道費、一項下水道費、三目公共下水道費、十五節工事請負費一千二百万円につきまして、流域関連公共下水道工事費の追加でございます。

主な理由といたしましては、国道二四号歩道設置事業の進捗に伴う工事の追加によるものでございます。

次に、歳入でございます。

二款国庫支出金、一項国庫補助金、一目公共下水道事業費国庫補助金、一節社会資本整備総合交付金六百万円及び六款市債、一項市債、一目土木債、一節公共下水道事業債六百万円、合計一千二百万円を追加し歳入歳出の均衡を図っております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（窪 佳秀） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日八日から十四日まで休会とし、次回十五日午前十時に再開して、議案審議を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

午後五時十二分散会